

平成16年度
『杉並区外部評価委員会』
報告書

平成17年5月



杉並区

はじめに

杉並区外部評価委員会は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることを使命として区長からの委嘱を受け、平成14年9月に発足しました。今年度は3回目の外部評価となります。

杉並区の行政評価は、平成11年度に開始した事務事業評価から数えて今回で6回目を迎えています。その間も制度の変遷を重ね、15年度からは全政策・施策の評価を開始し、今年度は協働等の推進の観点から公的サービスの提供主体のあり方についての点検を全事務事業について実施するなど、行政評価制度をよりよいものにしていくための取り組みが進められています。

とはいえ現在の行政評価には依然として課題も多く、今後も改善に向けた取り組みを続けることにより、杉並区の自治体経営システムの根幹を成す制度として十分に機能するようになっていく必要があります。また、行政評価が区民に対する説明責任を果たすための基礎手段となるよう、分かりやすい制度設計・公表方法を確立していかなければなりません。

今年度の外部評価委員会では、政策・施策評価等に対する客観性を高めたいという区の意向を受け、昨年度を大幅に上回る数の評価表について外部評価を行いました。当委員会の活動が杉並区の行政評価制度の発展に寄与することを願いつつ、ここに平成16年度外部評価の結果を報告します。

平成17年5月

杉並区外部評価委員会委員一同

目 次

第1章 平成16年度外部評価結果のまとめ.....	1
1 平成16年度外部評価の概要.....	1
(1) 評価対象.....	1
(2) 評価視点.....	1
2 平成16年度外部評価結果まとめ.....	2
第2章 杉並区行政評価制度に関する提言.....	4
1 階層間の関係性の明確化.....	4
2 適切な成果指標の設定.....	4
3 評価への区民ニーズの反映.....	5
4 予算編成等との制度的な連携の確保.....	5
5 評価対象に応じた評価手法の活用.....	6
6 評価表の記述の充実.....	6
7 評価結果の公表方法.....	6
8 その他.....	7
第3章 各外部評価一覧(政策・施策・公社等・総括意見).....	8
1 政策評価に対する外部評価結果.....	8
2 公社等経営評価に対する外部評価結果.....	51
3 行政評価に対する総括意見(委員別).....	53
資料編.....	55
資料1 外部評価委員会委員名簿.....	55
資料2 平成16年度外部評価委員会の活動.....	55
資料3 杉並区外部評価委員会設置要綱.....	56

第1章 平成16年度外部評価結果のまとめ

1 平成16年度外部評価結果の概要

杉並区外部評価委員会(以下「外部評価委員会」)は、杉並区が行った平成16年度政策評価、施策評価及び公社等経営評価(以下「内部評価」)について、第三者として再評価(以下「外部評価」)を行い、また、評価制度全体に関する提言を行った。

(1) 評価対象

外部評価は、内部評価を行った全政策、施策及び公社等から一定数を抽出し、評価対象とした。これは、外部評価委員会として全ての内部評価を外部評価することが限られた時間と労力の範囲では困難であり、全てを対象にしなくとも合理的な検証を行うことは可能であると考えたことによる。

< 評価対象数 >

	政策	施策	事務事業	公社等
内部評価対象数	22政策	78施策	862事務事業	7団体
外部評価対象数	12政策	29施策	-	5団体

(2) 評価視点

外部評価では、評価意見、評価表記入方法などへの意見、今後のあり方(施策のみ)を検討した。「今後のあり方」は、例えば、コストを増やし、かつ成果を増やす場合は「拡充」というように、コストの方向性と成果の方向性を考慮して、下表のような評価視点から施策の方向性に関する評価を行うものである。

	成果増	成果維持	成果減
コスト増	拡充		
コスト維持	サービス増	改善余地なし	縮小
コスト減		効率化	統廃合

ここでの「コスト増」は、単位費用の削減等を行わずに予算を増やすことではなく、単位費用等の効率化を図りつつ、全体の活動水準を高めるため予算額を増やすことを指す。

2 平成16年度外部評価結果のまとめ

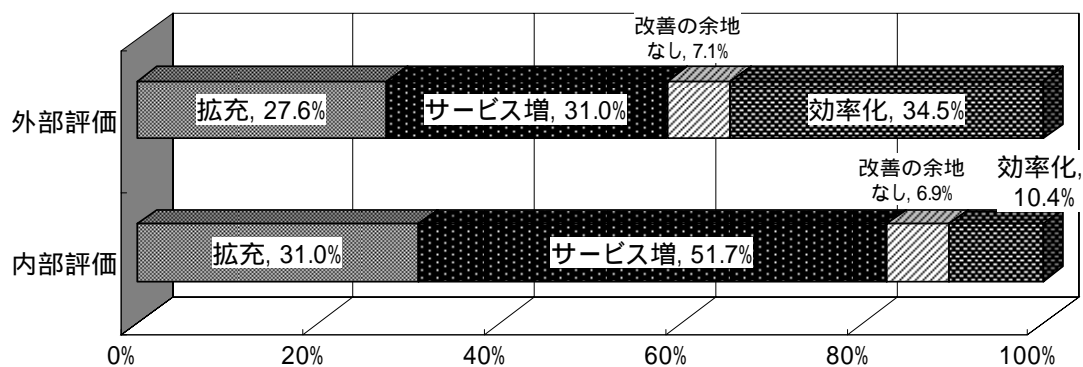
外部評価委員会が評価対象とした政策・施策は下表のとおりである。

	対 象 名	外部評価	内部評価
政 策	1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために		
	2 安全で災害に強いまちをつくるために		
	3 うるおいのある美しいまちをつくるために		
	4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために		
	5 健康を支えるまちづくりのために		
	8 安心してらせるために		
	11 都市農業の育成のために		
	12 多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために		
	13 魅力ある学校教育のために		
	16 地域文化の創造のために		
	19 区民と行政の協働		
	21 地域と行政の情報化		
施 策	2 適正な土地利用と住環境の整備	サービス増	サービス増
	3 住民参加のまちづくり	サービス増	改善余地なし
	10 水害対策の推進	拡充	拡充
	11 防災力の向上	拡充	サービス増
	12 水辺とみどりの保全・創出	拡充	拡充
	13 公園づくり	拡充	拡充
	18 環境配慮行動の推進	サービス増	サービス増
	20 ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上	サービス増	サービス増
	21 保健福祉施策の執行体制の確保	効率化	効率化
	22 健康なまちづくりの推進	効率化	サービス増
	23 生涯を通じた健康づくりの支援	拡充	サービス増
	39 地域医療体制の整備	サービス増	サービス増
	40 健康を支える仕組みづくり	拡充	拡充
	41 安全で明るい地域社会づくり	拡充	サービス増
	47 新しい都市農業の推進	効率化	拡充
	48 働くひとびとの条件整備	効率化	拡充
49 男女が対等に働ける職場環境づくり	サービス増	効率化	
51 NPO・ボランティアなどが、活動しやすい環境整備	サービス増	サービス増	

	対象名	外部評価	内部評価
施策	52 教育施策の執行体制の確保	サービス増	サービス増
	53 豊かな学校教育づくり	効率化	効率化
	54 児童・生徒の健康維持及び安全の確保	効率化	サービス増
	55 教育施設の整備・充実	効率化	改善余地なし
	56 学校教育の環境整備	効率化	拡充
	57 多様な教育機会の確保	拡充	サービス増
	58 就学のための経済的支援	改善余地なし	サービス増
	65 文化・芸術活動の推進	サービス増	サービス増
	66 文化・芸術活動の基盤整備	改善余地なし	拡充
	74 区民と行政の協働	効率化	サービス増
79 地域と行政の情報化	効率化	拡充	
公社等	財団法人 杉並区勤労者福祉協会		
	財団法人 杉並区スポーツ振興財団		
	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会		
	社団法人 杉並区シルバー人材センター		
	杉並区文化・交流協会		

	外部評価	内部評価
拡充	8	9
サービス増	9	15
改善の余地なし	2	2
効率化	10	3
縮小	0	0
統廃合	0	0

施策評価 内部評価・外部評価結果グラフ



第2章 杉並区行政評価制度に関する提言

平成16年度行政評価では、事務事業評価において協働・委託等の設問を新設し、公共のサービス提供のあり方についての点検を行ったり、報告書において区政チェック指標に関する23区比較等をグラフとして掲載するなど、新たな試みが行われている。しかしながら、政策・施策・事務事業という三層構造による評価を開始してまだ2年目の杉並区行政評価制度には、依然として今後克服すべき課題も残っている。

本章では、外部評価の実施結果を踏まえながら、引き続き改善が必要であると考えられる課題を指摘する。

1 階層間の関係性の明確化

政策 - 施策 - 事務事業の三層構造の体系となっているが、その相互の関係は必ずしも理解しやすいものにはなっていない。

例えば、政策評価では施策の、施策評価では事務事業の、それぞれ相対性評価を行っているが、現状の「重点」「費用対効果が高い」「見直すべき」という三区分別はその位置づけが分かりにくい(政策13)。これをいわゆる「2次評価」として明確に位置づけ、例えば事務事業評価表の中に施策評価による当該事務事業に対する2次評価結果の記入欄を設けるなど、上位評価の優先性が目に見えるような工夫が必要である。

また、施策・事務事業評価ではそれぞれ政策・施策への貢献度を記入しているが、その記述は定性的なものが多く見られる。貢献度を判断する根拠をより分かりやすく明示するため、定量的な記述を増やすなどの工夫をするとともに、貢献度が不明なものについては積極的に見直しを検討することが必要である。

2 適切な成果指標の設定

成果指標は施策・事務事業の進捗状況を把握するための根幹的な指標である。しかしながら個々の指標を見ると、その施策・事務事業の目的を的確に示すような指標となっていない場合が見られる。施策に対する外部評価においても個別に指摘したが(施策18、54～58など)、成果指標の設定についてはより適切なものとなるよう、精査が必要であると考えらる。

また、各指標ごとに目標値と目標年次が設定されているが、なぜその値・年次であるのか、設定理由を明記することが望ましい(政策13)。さらに、目標値について「高める」「増加させる」などとしているものについては、進捗状況を把握できず

事業執行上の目安ともなりえないため、具体的な数値を設定すべきである(施策3)。その上で、目標値の達成に対する見通しや課題を明示するなど目標達成への道筋を意識した記述を行うことにより、区政の方向性に対する区民の理解が得られるものと考えらる。

3 評価への区民ニーズの反映

行政サービスを評価するに当たっては、経費や利用率などの外形的な定量データを把握するにとどまらず、区民の声を踏まえた事業効果の評価が必要である。現在の評価表の中にも区民意見を記入する欄は設けられているものの、そうした区民意見を政策等に反映していくプロセスについては評価表から読み取ることは困難である。今後、個別の評価表単位で区民意見・区民ニーズについての記述を充実させるとともに、区で毎年実施している区民意向調査の活用などにより、区政の各分野についての区民満足度を体系的に示しながら事業体系の見直しに向けた方針を導くことが求められる(施策18、66など)。

また、杉並区では平成17年2月に『第1次杉並区協働等推進計画』を策定し、今後区の全事業の6割を協働・委託等により実施することを目標に掲げているが、今後NPO等の団体に対する評価の導入も検討すべきである。

4 予算編成等との制度的な連携の確保

行政評価は、行政運営のPDCA(プラン、ドゥ、チェック、アクション)を効率的かつ的確に行うための大変有効な手段であり、自治体の経営改革を成功させるための鍵となるツールである。行政評価は、そのもの自体に大きな効果があるものではなく、予算や行政計画など他制度との連携及び事業部制などの新たな取組みにおける活用を図ることにより、一層区政運営全体への貢献度が増大するものと考えらる。

昨年指摘した、行政評価と予算、事業計画等との連携については、16年度に改定した、「すぎなみ五つ星プラン(基本計画・実施計画)」や17年度予算への反映が見られるなど、一定の改善が見られたことは評価できる。今後は、行政評価と予算編成の一層の連動が図られるよう更なる検討が必要である。

また、杉並区では「第1次協働等推進計画」を作成し、協働及び委託等を推進することとした。協働等の進捗状況と今後のあるべき方向性等を事務事業評価表に示すなど、年々行政評価の活用が拡大してきており、長年の積み重ねにより培われたノウハウが活かされており評価できる。今後は、協働等の推進による区民参加意識の向上や効率化あるいは質の向上といった効果の有無、さらに今後の進め方、課題を記載できるよう評価表を工夫し、評価していく必要がある。

5 評価対象に応じた評価手法の活用

現在は全ての政策・施策・事務事業について、それぞれ統一の評価表様式による評価を行っているが、評価表の記入にとどまらず、さらに詳細な分析を行うことが求められると考えられる評価対象については、その必要に応じた評価手法を導入することも考えられる。例えば施策・事務事業にかかる因果関係を一体的に評価するプログラム評価や、ABC(活動基準原価計算)分析と行政評価との連動を図るなどが考えられる。

6 評価表の記述の充実

今年度は政策・施策について各分野から選択の上で外部評価を実施したが、上記のように指標が適切でない、必要なデータや区としての考え方が示されていないなどの理由により、評価を行う際に困難を感じる場合があった(施策21、41、政策11、12など)。評価表の限られた紙面の中で事業の詳細を伝えることが困難であることは理解できるが、評価表の作成に当たっては、評価表以外の資料を参照しなくとも事業の概略をつかみ、一定の評価を下せるような情報を盛り込むことが求められる。

また、政策・施策を評価するに当たり参照した事務事業評価表については、評価表により記述内容にばらつきがあり、評価表に記載してある情報から事業内容を十分に把握できないものが見られる(事務事業459など)。研修会などにより、一定の記述内容の確保を図ることが必要であろう。

7 評価結果の公表方法

平成16年度行政評価報告書では、区政チェックリストの各指標について、経年比較や他都市比較をグラフ化するなど、区民にとって分かりやすい報告書にするための工夫が見られた。

公表方法については、従来の広報への概要掲載、報告書の図書館等への配架・ホームページへの掲載などに加え、ダイジェスト版を作成するなどの工夫が見られ、区の姿勢について一定の評価をすることができる。しかしながら、区民から寄せられる意見数は伸び悩んでおり、区民への浸透度は決して十分とは言えない。今後もより多くの区民の目にとまるような一層の工夫を行い、区民意見の聴取に努めるとともに、ホームページへのアクセス件数等により区民への伝わり方の実態を把握することが求められる。

8 その他

区民満足度の向上と同時に職員の意識・意欲の向上も重要な課題である。杉並区は、平成12年度に「スマートすぎなみ計画」を策定し、以来、行財政改革に積極的に取り組み、経常収支比率や公債費比率の改善、500人以上の職員定数削減を実現するなど、着実に行財政改革を実施しており、大いに評価できる。しかし、こうしたなかで職員のやる気指数が下降している点は、憂慮すべきことで、早期に改善していく必要がある。行政評価について言えば、職員が相当の時間と労力をかけて実施した前年度評価が、今年度どのように活かされたのかを「行政評価報告書」に記載し、行政評価の連続性を持たせることが職員の達成感の向上につながると考える。

第3章 各外部評価一覧(政策・施策・公社等・総括意見)

1 政策評価に対する外部評価結果

外部評価役割分担表(網掛けが評価を実施した政策・施策)

分野番号	分野	担当委員	政策番号	政策	政策評価表作成課	施策番号	施策	施策担当課	事務事業数
1	水辺をよみがえらせみどりのまちをつくらう～くらしと環境が調和するまち 安全・安心分野	根建委員	1	良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために	都市整備部 都市計画課	1	まちづくり施策の執行体制の確保	都市整備部都市計画課	3
						2	適正な土地利用と住環境の整備	都市整備部都市計画課	18
						3	住民参加のまちづくり	都市整備部 まちづくり推進課	2
						4	都市機能の充実	都市整備部 拠点整備担当課	2
						5	道路交通体系の整備	都市整備部建設課	30
						6	交通安全の推進	都市整備部交通対策課	23
						7	自転車問題の解決	都市整備部交通対策課	10
						8	住宅施策の推進	都市整備部住宅課	17
			2	安全で災害に強いまちをつくるために	都市整備部 まちづくり推進課	9	災害に強い都市の形成	都市整備部 まちづくり推進課	10
						10	水害対策の推進	都市整備部建設課	6
						11	防災力の向上	政策経営部 危機管理室防災課	24
2	水辺をよみがえらせみどりのまちをつくらう～くらしと環境が調和するまち みどり・環境分野	町田委員	3	うるおいのある美しいまちをつくるために	都市整備部 公園緑地課	12	水辺とみどりの保全創出	都市整備部公園緑地課	20
						13	公園づくり	都市整備部公園緑地課	11
						14	まちの景観づくり	都市整備部 まちづくり推進課	5
						15	環境美化の推進	環境清掃部環境課	5
			4	環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために	環境清掃部 環境課	16	環境施策の枠組みづくり	環境清掃部環境課	6
						17	ごみの発生抑制及びびりサイクルの推進	環境清掃部清掃管理課	10
						18	環境配慮行動の推進	環境清掃部環境課	7
						19	公害の防止	環境清掃部環境課	13
						20	ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上	環境清掃部清掃管理課	12
						21	保健福祉施策の執行体制の確保	保健福祉部 杉並保健所健康推進課	1
3	やさしさを忘れず共に生きるまちをつくらう～安心して健やかにくらしを営むまち 健康・福祉分野	目加田委員	5	健康を支えるまちづくりのために	保健福祉部 杉並保健所健康推進課	22	健康なまちづくりの推進	杉並保健所健康推進課	15
						23	生涯を通じた健康づくりの支援	杉並保健所健康推進課	23
						24	保育の充実	保健福祉部保育課	16
			6	子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために	保健福祉部 児童課	25	多様な保育ニーズへの対応	保健福祉部保育課	2
						26	地域子育て支援の充実	保健福祉部 児童青少年センター	11
						27	障害児の援護の充実	保健福祉部障害者施策課	14
						28	子どもの育成環境の整備	保健福祉部 児童青少年センター	13
						29	子育て家庭の生活支援	保健福祉部児童課	11
						30	高齢者の社会参加と交流の拡大	保健福祉部高齢者施策課	17
			7	共に生きるまちをつくるために	保健福祉部 管理課	31	高齢者の地域社会での介護予防と自立支援	保健福祉部 高齢者在宅サービス課	36
						32	介護保険サービスの基盤整備	保健福祉部高齢者施策課	34
						33	障害者の社会参加や就労機会の拡大	保健福祉部障害者施策課	35
						34	障害者の地域社会での自立支援	保健福祉部障害者施策課	36
35	地域福祉の基盤整備	保健福祉部管理課				27			
36	生活の安定と自立への支援	保健福祉部福祉事務所				8			
37	国民健康保険の運営	保健福祉部 国民健康保険課				12			

					38	国民年金制度の運営	保健福祉部国民年金課	3	
			8	安心してらせるために	杉並保健所健康推進課	39	地域医療体制の整備	杉並保健所健康推進課	6
						40	健康を支える仕組みづくり	杉並保健所生活衛生課	17
						41	安全で明るい地域社会づくり	区民生活部地域課	4
4	みどりの産業で元気の都市をつくらう ～活力とにぎわいのあるまち	山本会長	9	環境と共生する産業の育成のために	区民生活部産業振興課	43	産業振興の基盤整備	区民生活部産業振興課	11
						44	新しい産業の育成・支援	区民生活部産業振興課	5
			10	商店街の活性化のために	区民生活部産業振興課	45	魅力ある商店街づくり	区民生活部産業振興課	6
			11	都市農業の育成のために	区民生活部生活経済課	47	新しい都市農業の推進	区民生活部生活経済課	7
			12	多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために	区民生活部産業振興課	48	働くひとびとの条件整備	区民生活部産業振興課	2
						49	男女が対等に働ける職場環境づくり	区民生活部男女共同参画推進担当課	1
23	区民生活を支える基盤整備	区民生活部区民課	51	NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備	区民生活部地域課	2			
					81	区民生活の情報基盤整備	区民生活部管理課	9	
5	未来を拓く人をつくらう ～生涯にわたって学びあう	吉川委員	13	魅力ある学校教育のために	教育委員会事務局指導室	52	教育施策の執行体制の確保	教育委員会事務局庶務課	3
						53	豊かな学校教育づくり	教育委員会事務局指導室	26
						54	児童・生徒の健康維持及び安全の確保	教育委員会事務局学校運営課	10
						55	教育施設の整備・充実	教育委員会事務局施設課	5
						56	学校教育の環境整備	教育委員会事務局学校運営課	12
						57	多様な教育機会の提供	教育委員会事務局学務課	8
			58	就学のための経済的支援	教育委員会事務局学務課	5			
			14	地域に開かれ、支えられた教育のために	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	59	学校運営への参画	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	5
						60	地域への学校開放	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	6
						61	家庭における教育力の向上	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	1
			15	生涯学習の推進のために	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	62	生涯学習環境の整備・充実	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	26
						63	図書館サービスの充実	教育委員会中央図書館	10
						64	消費者行政の充実	区民生活部生活経済課	7
			16	地域文化の創造のために	区民生活部文化・交流課	65	文化・芸術活動の推進	区民生活部文化・交流課	13
						66	文化・芸術活動の基盤整備	教育委員会事務局郷土博物館	3
			17	ふれあいと参加の地域社会をつくるために	区民生活部地域課	67	地域活動の推進	区民生活部地域課	13
						68	交流と平和の推進	区民生活部文化・交流課	4
						69	男女共同参画社会に向けた環境整備	区民生活部男女共同参画推進担当課	5
6	21世紀ビジョンの実現に向けて 区政経営分野	山本会長	18	区政を支える基盤整備	政策経営部企画課	70	内部事務等の適正かつ効率的な執行	政策経営部区長室総務課	18
						72	行政財産の適切な取得・運営及び維持	政策経営部経理課	9
						73	政治意識の高揚と政治参加の促進	選挙管理委員会事務局	9
						78	効率的で効果的な組織・体制づくり	政策経営部職員課	8
						83	危機管理体制の強化	危機管理室 危機管理対策課	2
			19	区民と行政の協働	政策経営部区政相談課	74	区民と行政の協働	政策経営部区長室区政相談課	7
			20	創造的で開かれた自治体経営	政策経営部企画課	75	創造的な政策形成と行政改革の推進	政策経営部企画課	6
						76	財政の健全化と財政基盤の強化	政策経営部財政課	9
						77	区民に身近で開かれた行政運営	政策経営部区長室広報課	11
						82	区政相談等の充実	政策経営部区政相談課	1
21	地域と行政の情報化	政策経営部情報システム課	79	地域と行政の情報化	政策経営部情報システム課	2			
42、46、50、71、80番は欠番								計	862

政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために

政策目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を生かしたまちづくりをすすめる。 ・無秩序な宅地開発を防ぎ、うるおいのある美しい居住環境づくりをすすめる。 ・時代の変化に対応したビジネス、文化活動などを支えるための都市機能を充実させる。 ・道路・交通体系の整備は、周辺環境への配慮、歩行者優先の考えやバリアフリーの理念を重視してすすめる。
当面の成果目標	<p>(1)16年度にJR荻窪駅南側、17年度に京王井の頭線久我山駅南北アクセス路のバリアフリー化を完了する。都市計画道路補助第131号線(1期)の整備を17年度に完了する。</p> <p>(2)放置自転車の解消などの自転車利用総合対策に関し、サイクルアクションプログラムに定めた目標数値を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺放置自転車の台数...17年度末までに50%削減する(13年度9,023台に対して)。 ・自転車駐車場の利用率(平日)...17年度末までに80%に引き上げる。 ・自転車駐車場の整備率...17年度末までに95%にする(19年度の整備目標台数30,200台に対して)。 ・自転車集積所の収用台数...16年度末までに40%増加する(13年度収用台数9,740台に対して)。 <p>(3)まちづくりへの参画の促進...まちづくり条例をさらに広く周知するとともに、まちづくりイベント等への区民参加の推進や、まちづくり活動支援事業の活用によって、自主的なまちづくり活動の促進を図るとともに活動団体の育成を図る。</p>

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>(1)荻窪駅、久我山駅のバリアフリー化、都市計画道路131号線は、完了年度に向け、計画に従い工事が進んでいる。南北バスは、16年10月に浜田山～下高井戸路線が開業予定である。</p> <p>(2)放置自転車対策については、放置防止協力員組織の充実などにより、駅周辺放置自転車台数:13年度比78%、自転車駐車場利用率:71.3%と、サイクルアクションプログラムに定めた15年度末目標を達成している。</p> <p>(3)まちづくりへの参画の促進については、まちづくり条例による都市計画の提案制度等、住民参加のまちづくりをより周知するために、パンフレット作成などの手法の検討を行っている。</p>
今後の政策目標の方向と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動助成やコンサルタント派遣等によって区民のまちづくりへの参加を支援するとともに、まちづくり条例に定められた地区計画等の原案の申し出や協議会の設置など、さまざまな形で区民との協働によるまちづくりを推進していく。 ・駅周辺のまちづくりについては、公共施設整備と民間再開発事業との十分な調整を図ったうえで進める。また、路面の改良や電線類の地中化等によりバリアフリー化をすすめる。 ・建築確認・許可については、中間検査や完了検査を重視して検査率の向上をはかる。また、敷地面積の最低限度や特別用途地区などの的確な運用を行うことで、より良好な住環境を目指していく。 ・サイクルアクションプログラムの数値目標を達成し、自転車と人の共存できるまちを実現する。 ・区営住宅を良好なストックとして活用するために建替え、改善等の計画的・効率的な運用を図る。また、公営住宅の供給や居住安定支援により、全ての区民が安心した暮らしを実現できる住宅施策を推進する。
2次評価(部長評価)	<p>15年度は、荻窪駅南北アクセスの改善、都市計画道路補助131号線の整備、久我山駅バリアフリー化などの事業が順調に進捗した。また、自転車対策も、駅周辺の放置台数や駐車場利用率についてサイクルアクションプログラムの年度数値目標をクリアするなどの成果をみた。さらに、14年度から始まった用途地域の見直しも一連の手続きを経て本年6月に告示された。一方、区が支援している荻窪駅北口東地区の再開発計画は、関係権利者の合意形成が進まず、関連する駅前広場整備計画も大きく進展しない状況で推移した。杉並区が将来とも住宅都市として発展してゆくためには、良好な住環境を維持保全しつつ、区民のくらしを支える都市機能の充実を図ることが必要である。今後は、都市計画道路、特に「優先整備路線」の整備、私鉄各駅のバリアフリー化と周辺まちづくりの取り組み、企業グランド等の土地利用転換に際しての適切な対応、区画整理計画区域など都市基盤の未整備な地域での計画的な街づくりの誘導などが課題となっている。</p>

【外部評価】

政策内容への評価	<p>政策目標「地域特性を生かしたまちづくりをすすめる」という項目があるが具体的な目標や目指す成果がどのようなものか分かり難い。「地域特性」とは何か、その特性をどのように生かすのかを明確にした上で、具体的な成果目標が設定されていれば分かりやすいのではないと思われる。道路整備、放置自転車の対策などの取り組みは数年にわたっての対策であるので成果の推移から努力が見られる。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>「当面の成果目標の達成状況」欄は成果目標の項目とリンクさせたほうがよい。(2)- 、 に関する達成状況の記入が必要ではないか。</p> <p>「まちづくりへの住民の参画」がどのようなものであるのか、具体的な明記があるとわかりやすい。</p>

施策2 適正な土地利用と住環境の整備

施策目標	良好で住みよい住環境の実現に土地利用の面から寄与するため、まちづくり基礎調査等により、まちの実態を把握し、まちづくりや都市計画などの素案を区民等に示す。 住民説明会や自治基本条例に基づく区民等の意見提出手続きを行い、その意見等を踏まえて、まちづくりなどの計画を策定する。日々の建築確認・許可や違反建築取締等を的確に行う。
当面の成果目標	・地図情報システムの18年度運用開始を目指す。 ・杉並南部地区整備計画に関し、市街地整備計画の策定、協議会の立ち上げを目指す。 ・建築確認や違反建築物取締、大規模建物の事前周知制度などにより、良好な市街地の形成を図る。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	地図情報システムの検討組織による検討が本格化した。 用途地域等の見直しを行うにあたっては、住民説明会等で寄せられた意見・要望や、都市計画審議会での審議を踏まえてさまざまな意見を反映させることができた。また、そのなかで敷地面積の最低限度を定めて敷地細分化の規制に取り組んだ。あわせてまちづくり基本方針の中で都市活性化拠点として位置付けられている荻窪駅周辺に、特別用途地区として低層階商業業務誘導地区を指定した。
政策への貢献度	用途地域等の見直しにあたっては、良好な住環境を保全するために敷地面積の最低限度を定め、都市機能の充実を促進するため低層階商業業務誘導地区を指定した。その他にも地域の実情に合わせた個別の用途地域変更などにより、政策に大きく貢献している。 また、地区計画の推進や大規模団地の建替え誘導については、区民・事業者との協議を行いながら良好な住環境の創出につながるよう指導・助言を行った。 建築確認や違反建築物取締の的確な遂行は、安全で快適な住環境の形成に寄与している。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	住民説明会での要望や区民意見の提出手続きに加え、まちづくり条例に定められた地区計画等の原案の申し出や協議会の設置など、さまざまな形で区民と協働することにより、まちづくり施策を推進していく。 敷地面積の最低限度や、特別用途地区の指定により、新たな方向性と規制が加わった。今後はその的確な運用を行うことで、より良好な住環境形成を目指していく。

【外部評価】

施策内容への評価	・杉並区の住環境に満足している区民の割合が85.7% (H15年度)と数値が高く推移していることは、施策の推進の成果と考えられる。 ・建築確認に伴う二つの指標の数値が「区民の建物の安全性に関する意識の向上」を示すものである根拠の説明がなく、理解しづらい。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	目標や成果目標が定性的な内容だけなので具体的な進捗など把握し難いのではないかと思う。定性的な目標とともに定量的な目標を必ず設定すると良いのではないか。

施策3 住民参加のまちづくり

施策目標	<p>・自分の住んでいるまちを歩くことにより、緑の状況、安全等まちの様子を知ることができ、自分の住むまちへの理解を深める。</p> <p>・まちづくりについて、住民の活動や意見が尊重され、住民の意思が反映された或いは住民自身によるまちづくりの推進を図る。</p>
当面の成果目標	<p>イベント等に区民が自主的に取組むようにし、自分の住むまちへの関心を高める。また、まちづくり活動助成や、コンサルタント派遣事業を活用して区民のまちづくりへの関心を一層高め、自主的なまちづくり活動の促進を図るとともに活動団体の育成を図る。</p>

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>知る区ロードについては実施事業の一部をサポート（支援者）に移行していく。まちづくり活動助成については制度をPRし、申請団体の増加を図る。</p>
政策への貢献度	<p>まちづくりは、区民自身が自分のまちを知ることから始まり、グループをつくり、共通の認識のもと大きな団体に成長しルールづくりや地区計画づくりへと発展していくもので、長期的展望のもとにみるべきものである。時間はかかるが区民自身によるまちづくり、区民と協働してのまちづくりへの貢献度は大きいと考える。</p>
今後の施策の方向	<p>拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合</p>
今後の施策のあり方	<p>短期的にみると事業の成果は見えにくいですが、まちづくりは長い時間のかかるものである。区民が協議していく過程で発生した諸問題は区民自身が解決していくことになり、結果的にはスムーズにまちづくりがすすむものである。このような観点から住民参加のまちづくりは継続していくべきものとする。</p>

【外部評価】

施策内容への評価	<p>目標に対する取り組みが消極的に感じる。施策の総合評価や今後の施策のあり方なども単に事実の説明のみで今後の方向性や事業としての取り組みが明確ではない。長い時間をかけて取り組む必要のある施策であるからこそ施策がめざすビジョンなど明記されていると良いのではないかとと思う。</p>
今後の施策の方向	<p>拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>目標値が「高める」、「増加させる」というものでは進捗が把握できないと思う。目指す指標でもあるので数値を設定する必要があるのではないかと。</p>

政策2 安全で災害に強いまちをつくるために

政策目標	幹線道路沿道建物等の不燃化・耐震化を促進し、延焼遮断帯の形成や避難路の確保を図る。密集市街地では道路・公園等を整備し、居住環境を改善し、防災性を向上させる。河川や下水道等の治水施設の機能強化や雨水の流出抑制対策等を推進し、水防関係機関と協力して総合的な治水対策を行い、水害を防止する。区の防災体制と地域の防災力をさらに高め、公助・自助・共助の三位一体による防災対策を進める。
当面の成果目標	環状8号線不燃化促進区域内の不燃化率を平成17年度までに70%にする。天沼三丁目地区では道路・公園等の整備を進め、居住環境及び防災性を高める。阿佐谷・高円寺地域においては「地域の防災まちづくり計画」を策定する。橋梁整備計画に基づき耐震補強橋梁整備率を平成22年度までに100%にする。雨水循環による自然環境保全や総合的治水対策の一環として河川流域の浸水被害を防止するとともに、雨水浸透施設の設置と助成を行う。防災対策の充実に向け、区民の「震災対策の理解、認知」「地域における防災活動参加」「家庭内での防災対策実施」の度合いを高めていく。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	環状8号線不燃化促進事業区域の不燃化率は13年度65%が15年度67%に増えた。天沼三丁目地区では地元住民から強い要望のあった地区防災公園用地(約5,300㎡)の取得に目途が立った。阿佐谷・高円寺地域では15年度に「阿佐谷・高円寺南地区都市防災不燃化促進調査」を行った。安全な避難路確保のための橋梁の耐震化も15年度までに累計で46%の耐震補強工事を行った。水害についてはその規模や発生時期を正確に予測することはできず、計画や目標値の設定は困難であるが、平成6年度から雨水浸透事業の助成により設置した浸透ますは1,400個、浸透トレンチは5,199mである。区が行う道路工事で平成6年度から設置した浸透ますは1,162個、浸透トレンチは746mであり、合計4,676㎡/時間を浸透させている。15年度に改訂した「わたしの便利帳」に防災ガイドのページを設け、震災対策について17ページにわたって区民への周知を図った。区民を主体にした総合震災訓練を区内3箇所で行った。これらの防災に関するPRと震災訓練との併用により、着実に震災対策に取り組んでいる。
今後の政策目標の方向と課題	災害に強い都市の形成は災害の予防策であり、また、国・都からの支出金があるように国・都の施策と絡んでいる政策でもあり、今後確実に推進する必要がある。建物の耐震化・不燃化を促進し、密集市街地における居住環境の改善と防災性の向上を図る。また、避難や救援・復旧のための橋梁の耐震補強や拡幅整備を行う。台風や大雨時の溢水等を防ぎ、地下水の涵養等を図るため雨水の浸透策を進める。根本的には河川改修や下水道の整備の対応が必要である。防災力の向上においては「防災対策の推進」を着実に進める。また、学校地域防災連絡会をより実践的で有効的に機能する震災救援所運営連絡会に発展的に改組していく。課題としては、住民の理解と協力をどのように図っていくかが挙げられる。
2次評価(部長評価)	当該年度は、環状8号線沿道区域の不燃化促進や橋梁の耐震補強の順調な進捗が見られるなど、防災性の向上が着実に進んだ。また、デジタル地域防災無線の設置により、災害時における情報の収集・伝達機能が大きく向上するなどソフト面での充実も図られた。一方、都市型水害の防止のための雨水浸透施設の設置助成や密集市街地の整備が伸び悩みなど、今後課題を残した。都市の安全性の確保は、区民の生命と財産を守る区政の使命であり、とりわけ東海地震や南関東直下型地震の切迫性が叫ばれている今日、喫緊の課題でもある。今後は、より積極的に地域に入り、区民とともに幹線道路の不燃化による延焼遮断帯の形成と避難路の確保、既成市街地の不燃化・耐震化、既存建築物の耐震改修促進などに取り組んでいく必要がある。

【外部評価】

政策内容への評価	区内の防災性が着実に向上しているのがわかる。重要な政策であるのでさらに注力が必要と思われる。多くの災害は事前予測が難しいため、防災環境の整備のさらなる推進とともに、区民の「震災対策の理解と認知」のための施策を進める必要があると思う。
評価表の記入方法などについての評価	目標達成状況では、区民への防災ガイドの配布率(全家庭へ配布されているのか?)や3回の震災訓練の参加人員はどのくらいなのか(区民の参加の割合)がわかれば、政策の推進度合いが把握しやすいと思う。

施策10 水害対策の推進

施策目標	河川や下水道などの治水施設の機能強化や雨水の流出抑制対策など、総合的な治水対策を行い、また、水防関係機関と協力して水害を防止する。
当面の成果目標	①雨水循環による自然環境保全や総合的治水対策の一環として、河川流域の浸水被害を防止する。 ②地下水の涵養等を図るために、実施計画に基づき、雨水浸透施設の設置と助成を行う。 ③河川や下水道管理者、水防関係機関と協力して、水害の被害の減少を図る。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	①平成6年度から助成により設置してきた雨水浸透ますは1,400個、浸透トレンチは5,199mであり、時間当たり3,371㎡の雨水浸透量を確保している。15年度の助成件数は昨年度に引続き目標数に満たない。これは、小規模な住宅建設が多かったため、狭い敷地では対策量を満たす浸透施設の設置が難しく、また、設置費用などにより申請件数が減少した。他に公共施設や一定規模以上の民間施設に対し、雨水流出抑制施設の設置協力を要請している。 ②道路管理者(区)が行う道路工事で、平成6年度から設置してきた浸透ますは1,162個、浸透トレンチは746mであり、時間当たり1,305㎡の雨水浸透量を確保している。道路工事と併せて設置工事を行うため、施工条件により設置不可能な場所があり、13年度から設置個数・延長が減少している。
政策への貢献度	雨水の地下への浸透を促すことで、自然環境保全に効果的であり、水害の発生地域においては、雨水の急激な河川施設への流出を防ぐ保水効果が望める。 水害対策については、水防訓練を充実することで、水防技術の習得や水防意識の高揚が図られ、消防関係機関との連携が強化され、水害時の対応に貢献する。また、テレメーターシステムを実施計画に基づき改修することで、よりの確な雨量や川の水位等の情報収集が可能となり、水害の発生予測に貢献できる。
今後の施策の方向	●拡充 ○サービス増 ○改善余地なし ○効率化 ○縮小 ○統廃合
今後の施策のあり方	雨水浸透施設を設置し、時間当たり10mm対応を目標として積極的に推進する。また、雨水循環による自然環境保全に効果的な事業であり、今後拡大していく。治水対策では、現在工事中の環状七号線地下調節池(二期事業)及び和田弥生幹線が完成すれば、環七から下流域では、水害による被害の危険性は軽減されるが、他の流域については変化が少ない。 河川や下水道施設の設計計画量を上回る短時間の集中豪雨による被害が、今後予想される。いわゆる都市型水害に対応するためには、根本的な河川改修や下水道整備の対応が必要である。 低地での内部排水や半地下、地下車庫被害が多いので、被害の発生しそうな家屋の住民に対して、PRを行い防災意識の高揚を図る。

【外部評価】

施策内容への評価	成果目標の達成状況を見るとさまざまな対策がなされていると思う。水害はその年度の天候、集中豪雨により発生件数が大きく違うので、H13年度47件、H15年度32件と多く発生している年度の比較の内容が含まれているとよいのではないかと思う。15年度の水害は13年度の水害と同じ箇所や同じ理由で発生しているのならば対策不十分であり、15年度の水害がまったく別の箇所事由であれば、その対策が今後の課題であり、目標になるのではないかと思う。水害は発生が予測できないが、さらなる拡充により万全の備えが必要である施策であると思われる。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	施策を構成する事務事業の状況の内容があまり書かれていない。

施策11 防災力の向上

施策目標	南関東直下地震発生の切迫性が指摘されている中、来る大震災に備え、区の防災態勢はもとより、地域の防災力をさらに高め、公助・自助・共助の三位一体による防災対策を進める。
当面の成果目標	防災対策の充実に向け、実施計画事業の着実な推進を図る等を通じて、区民の「震災対策の理解、認知」「地域における防災活動参加」「家庭内での防災対策実施」の度合いを高めていく。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	平成15年度に改訂した「わたしの便利帳」に、防災ガイドのページを設け、震災対策について17ページにわたって、区民への周知を図った。また、区民を主体にした総合震災訓練を区内3箇所で実施し、実践的な訓練に取り組んだり、防災市民組織による震災訓練を行った。これらの防災に関するPRと震災訓練との併用により着実に震災対策に取り組んでいる。
政策への貢献度	南関東直下型地震が近い将来、発災するといわれている今日、地震への備えをし、震災訓練を行い、被害を最小限に抑えなくてはならない。安全で災害に強いまちをつくるため、防災力の向上は大きな貢献となる。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	実施計画事業として掲げた「防災対策の推進」を着実に進める。また、学校地域防災連絡会をより実践的で震災時には有効的に機能する震災救援所運営連絡会に発展的に改組し、今年度から2か年で立ち上げていく。

【外部評価】

施策内容への評価	予測不可の災害に備えることは大変重要なことだと思う。災害がないことが望ましいが、常に備えておくことの重要性を区民へ啓発することをさらに充実していくことが必要と思われる
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	非常事態時には区民一人ひとりが適切な判断と行動が必要なので、日ごろからの備えが必要と思われる。区からの情報提供や啓発の施策は「拡充」でよいのではないかと思う。

政策3 うるおいのある美しいまちをつくるために

政策目標	みどりの保全・創出、環境負荷軽減など多様な施策により、都市と自然環境が調和した美しくうるおいのある街並みを形成するとともに、区民が安全・快適に安心して住みつけられる生活環境を創出する。
当面の成果目標	<p>自然環境と調和のとれたまちづくりを推進する。</p> <p>(1)みどりのベルト計画を策定し具現化するなど、みどりの計画の39プランの総合的な推進 (2)循環型社会形成への取り組みとして剪定枝や落ち葉をリサイクルする仕組みの創設・運用 区民との協働による公園づくりを行う。</p> <p>(1)H16柏の宮公園(約4.3ha)の開設 (2)H17(仮)読書の森公園(約1,780㎡)の開設 (3)H18(仮)天沼公園(約5,300㎡)の開設 (4)公園の維持管理について「すぎなみ公園育て組」による区民との協働での公園管理運営体制づくり 路上喫煙禁止地区の指定</p> <p>(1)H15.10杉並区生活安全及び環境美化に関する条例(安全美化条例)の施行に伴い、ポイ捨て防止などの実行性の確保 区民意向調査における生活環境評価点(街なみの美しさや落ち着き)の向上を図る。</p>

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>緑被率は、平成14年度に目標の20%(平成30年度目標値)を達成した。 平成16年10月柏の宮公園(約4.3ha)、平成17年度(仮)読書の森公園(約1,780㎡)、平成18年度(仮)天沼公園(約5,300㎡)を開設、供用する予定である。 平成16年5月、すぎなみ公園育て組実施要綱を策定し、区民との協働による公園管理運営を始めた。 (16年度は5団体程度を予定)</p> <p>杉並区のみちを美しいと思っている人の割合は、半数を超えている。 安全美化条例の周知を図り、路上喫煙禁止地区での改善状況を区内全域に拡大し、条例の実効性を確保する。 わがまちクリーン大作戦の参加者は年々増加しており、平成15年度は11,000人超で平成12年度の約1.5倍である。</p>
今後の政策目標の方向と課題	<p>緑被率は目標に達したが、今後の社会情勢の変化により減少することも考えられるので、中長期的視野にたった政策の策定が必要である。また、今後開設・供用する予定の区立公園等公共施設の整備は、政策の中核を担う事業であり、現実性のある計画的な事業の推進を行う。</p> <p>美しいまちづくりは、ハード面(公共施設の整備や民間施設の景観誘導)とソフト面(まちに住む人々や利用する人々の意識)が両輪となる。施設整備を効率的に進めると共に住む人々や利用する人々の意識を高めるため、これまで以上に区民・事業者・行政の協働を推進していく。</p>
2次評価(部長評価)	<p>14年度に実施した「みどりの実態調査」では、緑被率が過去5回の調査でみられた減少傾向に歯止めがかかり、20.9%と初めて増加に転じた。これは、樹木の生長や調査方法の改善のほか、区民の緑化推進に対する意識の高まりと活動の普及によるところ大である。また、柏の宮公園の整備工事も順調に進展し、安全美化条例に基づく環境美化活動も着実に効果を挙げつつある。</p> <p>一方、相続や土地取引に伴い、屋敷林や農地などの「私的なみどり」が次第に減少しつつあるなど課題も多い。</p> <p>今後は、社会状況の変化に対応して、みどりの条例やみどりの基本計画を見直し、多様な緑化施策の展開や区民との協働による緑化の取り組みを更に強力に推進する必要がある。また、本年6月に施行された「景観法」の趣旨を踏まえ、景観ガイドラインの策定や景観条例の制定を視野に入れつつ、「区民が誇りを持って、うるおいのある美しい杉並のみち」の実現を目指してゆく。</p>

【外部評価】

政策内容への評価	<p>平成14年度の「みどりの実態調査」で緑被率が20%を越え、目標値を達成したとの事である。13年度事業費は柏の宮公園の用地費を含んだため98億円の事業費がかかっている。用地の取得による緑被率の維持増加には限界があるので、区民一人一人に自然環境の必要性を認知してもらい、たとえ土地がなくてもベランダを花で飾るような雰囲気を作るような施策を積極的に推進してもらいたい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>「みどりのベルト計画」「みどりの計画の39プラン」「すぎなみ公園育て組」「生活環境の整備事業」「わがまちクリーン大作戦」等の用語の説明がない。限られたスペースではあるが、政策のキーワードと思うので、区民がみてわかりやすい工夫をお願いしたい。</p>

施策12 水辺とみどりの保全・創出

(上位政策:政策3 うるおいのある美しいまちをつくるために)

施策目標	都市と自然環境が調和した健康で快適な生活環境を創出するため、区民、事業者、区とのパートナーシップのもと、総合的な施策を通して水辺とみどりの保全・創出をはかる。
当面の成果目標	自然環境と調和の取れたまちづくりに向け、区内に点在する公園、道路、川、屋敷林などのみどりの資源を充実しながら有機的に結び付け、みどりの豊かさが実感できるまちとするため、みどりのベルト計画を策定し具現化するなど、みどり39プランを総合的に推進していく。また、循環型社会形成への取り組みのひとつとして、庭木などの維持管理により発生する剪定枝や落ち葉を可能な限りリサイクルするための仕組みの創設・運用をはかる。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	緑被率については、平成14年度の「みどりの実態調査」で20%を超え、目標値を達成したが今後はこの維持を図る。またみどりのベルトづくり計画とみどりのリサイクル計画については平成15年度に懇談会報告を受けた。これを受けて平成16年度中に計画を策定する。
政策への貢献度	公共のみどりと私的なみどりの維持拡充を進める。また新たな緑化運動としてのみどりのベルトづくり計画、みどりのリサイクル計画を通して、うるおいのある美しいまちづくりに貢献する。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	杉並区の緑については平成14年度のみどりの実態調査では緑被率が20%を超し、みどりの減少傾向から一定の歯止めがかかったように見える。しかし私的なみどりの減少は敷地の細分化に伴う屋敷林の伐採、農地の宅地化など減少の傾向は変わっていない。このことを踏まえ公的なみどりの拡充とともに私的なみどりの拡充は今後のみどりのベルトづくりの中でも進めてゆくことが必要である。このためには区民、事業者、区の協働の推進が重要である。

【外部評価】

施策内容への評価	政策名「うるおいのある美しいまちをつくるために」を実行するためには、自分たちの住む杉並区を美しいまちにしようという区民一人一人の意識が大切と思う。区民の緑化等の活動を普及、啓発、援助するのが本施策であり、その点で重要である。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	-

施策13 公園づくり

(上位政策:政策3 うるおいのある美しいまちをつくるために)

施策目標	現状のみどりを守るだけでなく、公園・緑地等の整備を進め区民のニーズにあった多様なオープンスペースを創り、みどりの総量増を目指す。また、既存公園・緑地等が持つ機能の維持や特色のある公園として再整備することにより、利用者の安全・快適な利用を確保し、地域に密着した魅力ある公園づくりを目指す。
当面の成果目標	公園の整備では、国・都からの補助金を活用し公園等用地の確保に努め、公園の計画段階から区民参加によるワークショップ方式等を導入し、区民との協働による公園づくりを行う。16年度に柏の宮公園(面積約4.3ha)、17年度に(仮称)読書の森公園(面積約1780㎡)、18年度には(仮称)天沼公園(面積約5300㎡)の完成を予定している。また、公園の維持管理については、新たに導入する「すぎなみ公園育て組(アダプトプログラム)」で区民との協働による公園管理運営体制を目指す。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	・整備中の地域公園(仮称)柏の宮公園(面積約4.3ha)は平成16年度開園を予定しており、開園後の公園利用等について検討するため、区民等により組織された「管理運営検討懇談会」が自主的に活動している。また、平成22年度には防災公園として(仮称)桃井中央公園(面積約4.0ha)が開園予定であり、区民一人当たりの公園面積の増が見込まれる。 「杉並区公園維持管理指針」に基づき、計画的な維持管理を行う。また、「花咲かせ隊」「みどりのボランティア杉並」「すぎなみ公園育て組」など区民との協働による新しい公園運営体制の確立を図る。
政策への貢献度	「公園維持管理指針」に基づき計画的な維持管理を行い、今あるみどりを守り育てると共に、新たな公園・緑地の確保を図ることにより、うるおいのある美しいまちづくりに貢献している。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	公園・緑地等の整備は国・都からの補助金を活用し用地の確保に努め、既存の公園については特色のある公園に再整備し、地域に密着した魅力ある公園づくりを行う。また、維持管理については区民との協働による新しい公園維持管理体制の確立を図る。

【外部評価】

施策内容への評価	一人当たりの公園緑地面積(都立公園を含む)の目標は、平成15年度の1.76㎡から平成30年度には5㎡と大幅増加である。公園面積が増加すれば毎年の維持管理費も増大することになるので、区と区民の協働(すぎなみ公園育て組、花咲かせ隊、地域の名所づくり)による公園の維持管理運営を拡大して欲しい。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	平成15年度の委託費が大幅に増加している理由と今後の推移についての記述が欲しかった。

政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために

政策目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民が空気のきれいな良好な環境の中で暮らせるようにする。 2 廃棄物が減量され、資源が循環して利用されるようにする。 3 持続可能な地域社会をつくるため、区民、事業者、区が、あらゆる局面で環境に配慮した行動が自然にとれるようにする。
当面の成果目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 二酸化炭素の排出量について、2010年度までに1990年度比で2%削減する。 2 自動車等から発生する二酸化窒素(NO₂)の濃度を0.03ppm程度に減少させる。 3 24年度、区民一人あたりのごみ量を現状と比較し40%減少させる。 4 24年度、リサイクル率を43%に高める。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 二酸化炭素の排出量削減に向けては、区民・事業者への啓発に基づく自主的な取り組みだけでなく、補助事業等に取り組んで行くことによって目標の達成を図る。 2 大気汚染測定数値は、ここ数年横ばい状態ではあるが、本格的にディーゼル車規制が実施されることにより、二酸化窒素(NO₂)濃度の減少が図られる。 3 資源回収、ペットボトル回収量の増加に伴い、家庭系のごみ量は経年的に減少し続けている。 4 14年度に比し、微増ではあるがリサイクル率が伸びている。
今後の政策目標の方向と課題	<p>環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるための施策としては15年度までの施策を継続することになるが、長期計画において目標値を設定している政策については(二酸化炭素の排出量削減、ごみの半減等)目標値に対する途中の達成状況を数値として確認する必要がある。</p> <p>目標値の達成状況の確認に基づき将来予測実施し、必要であれば新たな施策を検討する必要がある。</p>
2次評価(部長評価)	<p>コスト面について評価すると総事業費及び従事職員について着実に削減を進め成果を上げていると評価できる。しかし、目標値に対する現状評価について必ずしも区民に分かりやすく表示することが出来ているとは考えられないので今後は区民に対して成果を分かりやすくする工夫を進める。</p>

【外部評価】

政策内容への評価	<p>平成14年にすぎなみ環境目的税条例が可決され、施行については景気の動向やレジ袋の削減状況等に配慮し、議会協議、総務省への同意協議が必要なため日程は未定になっている。施行の行方は区民にとって関心の高いことからと思うので、すぎなみ環境目的税についての記述があった方がよかったのではと思う。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>政策の概要の当面の成果目標に「平成24年度、区民一人あたりのごみ量を現状と比較し、40%減少させる」とあるが、政策の総合評価の当面の成果目標の達成状況では「家庭系のごみ量は経年的に減少し続けている」との記載にとどまっている。一人一日あたり排出ゴミは年度ごとに減少しているが、減少率だけみると目標値である40%削減が難しく思えるので、40%減少という目標に対しての進捗率、達成可能性に言及した方がよい。</p>

施策18 環境配慮行動の推進

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	地域における環境配慮行動を推進し、区民・事業者・行政のそれぞれが、日常生活や事業活動を環境の視点から見直すことができるようにする。 により、できるだけ環境に負荷を与えない行動を自然に実践できる地域づくりを図る。
当面の成果目標	地域における具体的な環境配慮行動実践のめやすとして、杉並区レジ袋削減推進協議会が設定するレジ袋削減目標(マイバッグ等持参率)である5年間で60%削減 - 15年:33%、16年:40%、17年:47%、18年:54%、19年:60% - に向けて取り組む。 区民・事業者・行政が協働して環境配慮行動に取り組み、地球温暖化の原因である二酸化炭素排出量を、2010年度までに1990年度比2%の削減をめざす。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	ISO14001取得区内事業者数:システム構築・維持に一定のコスト・人員の負担を要することから、小規模事業者を主とする杉並区の産業構造上、現状では大幅な増加は見込みにくく、取得支援の検討が必要である。 マイバッグ等持参率:レジ袋削減推進協議会を中心とした運動により、レジ袋使用抑制の気運・行動が展開されつつあるが、区民等の意識に訴える手法には限界があり、今後の削減目標達成に向けての対応を図る必要がある。 杉並区全体の二酸化炭素排出量:目標達成に向けては、国等の施策と連携した区の総合的な施策の推進、区民・事業者の理解と取組みが必要である。
政策への貢献度	本施策は、区民・事業者・行政が日常生活や事業活動と地域の環境との関わりに気付き、見直し、行動することを通して、上位政策である「環境に負荷を与えない持続可能なまちづくり」の実現を図るものである。レジ袋削減や省エネルギー行動は、誰でもすぐに実践できる具体的な環境配慮行動であり、環境カエルくらはは環境配慮行動を地域に広げ根付かせていくための核となりうるものである。また、環境に係る学習機会の整備、環境情報の提供及び行政の率先行動(ISO14001)は、環境に関する区民・事業者の理解と関心を深め、取組みの契機として政策の推進に寄与するものである。多くの環境問題が、日常生活や事業活動から生じる環境への負荷に起因することを考えると、地域における環境配慮行動の推進は、政策実現に不可欠である。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	区民・事業者による自主的な取組みに対する支援、学習機会の整備や学習意欲の喚起、丁寧で分かりやすい情報の提供を行い、地域における具体的で継続的な環境配慮行動の一層の推進を図る。 なお、レジ袋削減については、今後の削減目標とマイバッグ等持参の状況、レジ袋削減推進協議会における論議等を踏まえ、家庭ごみの有料化など廃棄物全体を対象とした施策との整合に留意しつつ、レジ袋の有料化・すぎなみ環境目的税の施行を含めた検討を行う必要がある。

【外部評価】

施策内容への評価	環境問題を考える場合、行政が計画し施策を考案し、これを区民に示して協力を求めるという行政主導型の方法では限界があり、環境維持改善のためには住民の意識の高揚におうところが大きい。その意味で当施策の意義は大きい。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	施策の目標が、地域における環境配慮行動を推進することにあるので、成果指標として、区民の環境配慮に対する意識変化の調査結果があるとよい。

施策20 ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	日々の排出指導により、ごみと資源の分別の周知・徹底を図る。それにより、ごみへの資源の混入を防止し、リサイクル率の向上、ごみの減量による最終処分場の延命化を図る。
当面の成果目標	ごみの分別の周知徹底(資源物の拡充)、ごみ収集・運搬の更なる効率化の推進、午前中収集の実現などの収集サービスの向上。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な収集作業を行うことにより1トン当たり及び1人当たりのごみ収集コストの減額を図る。 ・ごみ容器出しや防鳥ネットの利用を促進するとともにカラスの減少もあり、集積所の美化を推進する。 ・ごみの組成調査の結果を踏まえ、資源物との分別率のさらに向上を図る。
政策への貢献度	ごみの発生抑制とあいまって、資源物との分別の徹底を図り、排出の適正化を推進することで環境への負荷の軽減に寄与している。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	区民に対して資源分別の徹底を図るとともに行政と区民との協働の原則による新たな関係を創造し、ごみの減量・適正処理を進めていく必要がある。今後、ごみの排出の適正化と収集サービスの向上のために午前中収集や家庭ごみの有料化、個別収集などを検討していくべきものと考えている

【外部評価】

施策内容への評価	本施策の総事業費は72億円弱と多額で、区財政に与える影響は大きい。この事業費の多くが、ごみの収集、運搬費用であることから、事業費の削減のためには、区民一人あたりのごみ排出量22年度末40%減の目標に向けて努力する事が重要であるが、現状削減率は微減である。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	事務事業「ごみの収集・運搬」の活動指標(1)資源を除く区収集ごみ量実績が、13年度135,497トンから14年度133,269トンと減少しているにもかかわらず、15年度計画は147,982トンに増加し実績は132,587トンと減少している。24年度目標値が78,512トンとなっているが、16年度計画は15年度実績より9%位多い144,518トンとしている。24年度目標値に向けて減少させなければいけないのではと思うので、どのような根拠で毎年の計画量を算出しているかの説明が必要である。

政策5 健康を支えるまちづくりのために

政策目標	区民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを総合的に支援し、健康をはぐくむ地域社会の環境整備に取り組むことにより、すべての区民が生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な状態を維持し、充実した日々を過ごすことができるようにする。
当面の成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自分は健康だと思ふ区民の割合を、85%以上にする。 ・65歳未満の死亡率を下げる。 ・喫煙をしている人の割合を、19年度末までに27.0%まで減らす。 ・ヘルシーメニュー推奨店の認証数を、19年度末までに340店舗まで増やす。 ・健康づくり自主グループの結成数を、19年度末までに207グループまで増やす。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の健康への関心や予防意識の高まりにより、65歳未満の死亡率は平成13年度の18.9%から毎年減少し、15年度では18.0%になっている。 ・長引く不況で失業者や未就労者が増え、65歳以上の区民も増えていることから、区民健康審査の利用率が平成13年度の53.6%から15年度では54.3%に伸びている。 ・喫煙による健康被害についての認識の高まりと分煙化等の環境整備が進み、喫煙している人の割合は平成15年度では28.8%と毎年減少傾向にある。 ・健康づくり自主グループが毎年新たに誕生し、平成13年度の103グループから15年度では127グループに増えてネットワークをつくり、地域での生きがい対策やさまざまな健康づくりに取り組んでいる。
今後の政策目標の方向と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに必要な情報を積極的に提供することにより、区民の健康への関心や予防意識をさらに高め、65歳未満の死亡率を下げる。 ・受診機会のない失業者や未就労者、高齢の区民への周知を徹底し、区民健康審査の利用率を上げる。 ・喫煙による健康被害についての啓発を強化し、分煙化等の対策を民間施設にも広く普及させる。 ・健康づくり自主グループへの支援を継続し、区民が健康づくりを自らの問題として捉え、地域での生きがい対策等に積極的に取り組めるようにする。 ・健康づくりのための各種施策を推進するにあたり、引き続き効率的な事業運営に努め、事業費を抑制する。
2次評価(部長評価)	<p>各種の健康づくり事業に関しては安定した実績をあげているが、今後はさらに精度管理や継続的なフォローに取り組み、効果や効率の向上に努めるとともに、成果目標への寄与を高めていく必要がある。</p> <p>また、喫煙問題については、地域や各事業者の理解と協力が不可欠であり、効果的な働きかけと普及定着に向けた取り組みが重要である。</p>

【外部評価】

政策内容への評価	<p>せっかく区民にとって有益な事業であっても、必ずしも区民がその恩恵を受けていないのではないかと(各種サービスの利用状況等から)。その理由の一つとしては、区民への情報の周知徹底が行われていない、もしくは行政側のコミュニケーション手法に問題があるのではないかとと思われる。本政策は、区民一人一人の健康に直結する事業を数多く含むため、事業内容(即ち区民へのサービス内容)を区民に理解してもらう事が大事であり、その際、NPOや市民団体とより積極的に協力してゆくことも有益であろう。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>各部署が担当する施策・事務事業の相互連関が見えにくく、事業が重複しているとの印象を受ける。また、例えば、健康を支えるまちづくりのために、と共に生きるまちをつくるためといった政策がどう差別化されているのか理解できない。更に、各施策・事務事業間の調整が不十分だと印象を拭えない(例えば、事業#469にある「疾病予防や介護予防を充実させるための健康増進事業は、高齢者や障害者関係各課を含めた検討が必要である一方、関係各課との調整には至っていない」との自己評価参照)。</p>

施策21 保健福祉施策の執行体制の確保

(上位政策:政策5 健康を支えるまちづくりのために)

施策目標	保健福祉部職員が職務を遂行し、部の諸施策が適切に執行されることを支える。 また、部全体の調整を適切に行い、部内の組織の一体的・効率的な運営を図り、全施策・政策を支えることにより、区民福祉の向上に寄与する。
当面の成果目標	保健福祉部職員一人ひとりが自己の職務を適正かつ円滑に遂行する。 パソコン1人1台体制の整備や文書管理システムの導入に伴い、事務用品(特に用紙)の使用量の減少に努める等、事務の効率化を図る。 また、保健福祉部の庶務機能を強化することにより、部としての組織が円滑に機能することをめざす。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	-
政策への貢献度	区民に対する保健福祉部の各施策を支える性格の施策であり、政策の円滑な執行には不可欠といえる。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	保健福祉部となってから3年度を経過し、部の組織目標である「健康都市杉並」の実現に向け、部内各課の保健福祉施策が総合的に展開されるよう支援・調整を図っていく必要がある。 現下の厳しい社会経済情勢を踏まえ、部内組織の簡素化を進め、効率的な事業執行に努めることで経費の削減を図る必要がある。一方で、部全体の調整機能を強化し、部内の組織を一体的・効率的に運営していく役割は、さらに重要になっていくと考えられる。 また、保健福祉センター構想については、計画から除外することとしたが、保健と福祉の連携強化はさらに求められており、保健福祉サービスの総合的・一体的な提供体制について、引き続き検討を行っていく。

【外部評価】

施策内容への評価	今後のあり方が「部内組織の簡素化を進め、効率的な事業執行に努めることで経費の削減を図る必要がある」という抽象的な表現では、今後も妥当な評価を行うことは困難なのではないだろうか。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	施策目標が組織の効率化にあることから、事務全般の効率化を促進させることが事務事業の目標となっていることは理解できるものの、「コピー枚数の減少や裏紙使用によって用紙使用量の削減に努めた」というだけの自己評価では、施策を評価することは不可能である。

施策22 健康なまちづくりの推進

(上位政策:政策5 健康を支えるまちづくりのために)

施策目標	区民の健康づくりを身近な地域社会の中で支えていけるよう、区民の主体的な活動を支援して自主的な地域活動の充実を図り、喫煙対策、献血事業の推進、健康づくり支援、特定給食施設指導、ヘルシーメニュー推奨店など、健康をはぐくむ地域社会の条件整備に積極的に取り組む。
当面の成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をしている人の割合を、19年度末までに27.0%まで下げる。 ・ヘルシーメニュー推奨店の認証数を、19年度末までに340店舗まで増やす。 ・健康づくり自主グループの結成数を、19年度末までに207グループまで増やす。 ・自分は健康だと思う区民の割合を、19年度末までに85.0%まで高める。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をする人の割合は減少傾向を示しており、喫煙による健康被害についての認識が区民に浸透しつつある。 ・外食を利用する人が増えるにつれ、ヘルシーメニュー推奨店も着実に地域に根付きつつあり、飲食店が自主的に認証申請してくるケースが増えた。 ・新しい健康づくり自主グループが毎年誕生し、さらに自立して健康ネットワークをつくり、生きがい対策やさまざまな健康づくりに積極的に取り組んでいる。
政策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙問題にさまざまな視点で取り組み、分煙化を進めることにより、たばこによる健康被害を減少し、良好な生活環境をつくることができた。 ・ヘルシーメニュー推奨店事業を展開することにより、外食を利用する区民の生活習慣病の予防に貢献できた。 ・健康づくり自主グループの活動を支援することにより、区民が健康に対する意識を高め、地域で自主的に健康づくりを行うようになった。
今後の施策の方向	<p>拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合</p>
今後の施策のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこによる健康被害をなくすよう、飲食店等へ受動喫煙防止を強く働きかけるとともに、未成年者の喫煙防止に向けて新たな課題の整理と教育等関係機関との連携強化を進める。 ・ヘルシーメニュー推奨店の新規開拓と並行して、認証店のフォローアップを行い、外食を利用する区民の生活習慣病の予防等に引き続き努める。 ・健康づくり自主グループの活動支援を通して、地域住民が主体となって考え、行動する健康まちづくりを進める。 ・医師会・歯科医師会・薬剤師会等と協働し、区民の健康づくりに必要な各種情報の提供や啓発活動を行っていく。

【外部評価】

施策内容への評価	区民にとって最も身近な地域社会における健康づくりは、健康福祉分野にとって柱となる大事な施策であり、具体的成果を挙げている事業も多い。例えば、健康都市の推進や地域健康づくり支援事業、ヘルシーメニュー推奨店等は重点事業に位置づけられていることもあり、区民の健康管理・維持に一定の効果を挙げていると判断され、継続が求められる事業である。一方、費用対効果の高い事業に特定されている医師会・歯科医師会・薬剤師会等への補助はその意義が見えにくく、また、血液事業の推進については血液センターに事業を移行することも考えられる。杉並区地域保健推進協議会の運営については廃止すべき等、更なる効率化が求められる。(評価番号466の喫煙対策の推進については資料なし)。
今後の施策の方向	<p>拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合</p>
評価表の記入方法などについての評価	特になし

施策23 生涯を通じた健康づくりの支援

(上位政策:政策5 健康を支えるまちづくりのために)

施策目標	すべての区民が生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な状態を維持し、たとえ病気や障害があっても自らの可能性を発揮し、充実した日々を過ごすことができるよう、妊婦から高齢者まで年代別等に応じた保健サービスを効果的に推進するほか、あらゆる施策の連携を図り、一人ひとりの健康づくりを総合的に支援する。
当面の成果目標	各種健康づくり事業を通して、区民の一人ひとりが健康だと感じることのできる主観的健康感を持てる、健康で豊かな日常生活が送れる社会を築き上げる。 また、杉並区の健康都市白書では、20歳以上で健康だと感じている人の割合を85%以上にすることとしており、これを目標として施策を進めていく。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・早世した人の割合(65歳未満の死亡率)が13年度から毎年減少していることは、主要死因である「がん」「心疾患」による死亡者の減少があげられ、これは区民の健康への関心や予防意識の向上が考えられる。 ・長引く不況の中で失業者や未就労者が増えていること、高齢化により65歳以上の区民(ほとんどが受診対象者)が増加していることにより、区民健康診査を利用する人は増加している。 ・少子化の傾向にあるが、乳幼児健康診査の受診率は高く、育児相談・講習会等への参加率は大きく伸びている。
政策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の受診を促進するため、対象者への積極的な勧奨をしたことにより、区民健康診査を利用して1年に1回健康診断を受診することが定着し、区民の健康管理意識の向上に貢献した。また、がん検診実施の周知と健康講座の充実は、生活習慣病やがんの予防と早期発見に貢献した。 ・乳幼児健康診査、育児相談等の母子保健サービスにおいては、乳幼児を持つ保護者への適切な保健指導の実践と育児不安の解消を図る育児相談の充実等により、乳幼児の健全な育成と保護者の支援に大きく貢献している。
今後の施策の方向	<p>拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合</p>
今後の施策のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀ビジョンに基づき「健康都市杉並」を実現するため、健康都市のあり方、現状や課題、取組みの方向性などを関係者全体で共有する。 ・健康寿命の延伸をはかるため、各種検診については、周知方法の工夫や利用しやすい実施体制の改善をはかることにより、該当する人が確実に受診できるようにしていく。さらに、受診結果の把握に努め、その結果を各種講座や教室に生かし、区民の健康習慣実践につながるよう働きかけていく。 ・乳幼児健康診査等の母子保健事業においては、乳幼児の健康の保持増進とともに、虐待予防の視点をふまえて保護者の育児不安の解消を図る事業を展開し、保健所及び各保健センター以外に子育て支援をする関係機関との連携強化を図りながら保護者への支援をすすめる。

【外部評価】

施策内容への評価	がん検診受診者数が増加しているのは評価できる。今後、区民の自己管理意識を高めるためにも、健康診査と共に事業の拡充が求められる。
今後の施策の方向	<p>拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合</p>
評価表の記入方法などについての評価	本施策の目標には、すべての区民の健康づくりを総合的に支援するとあるが、事業の主務は老人保健事業と区民の健康診査及び関連事業にある。当面の成果目標にも20歳以上で健康だと感じる人の割合を85%以上にすることが掲げられている。一方、乳幼児に関する事業も複数あるが、これらは政策6にある子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために、に統合すべき性格のものがあるのではないか。

政策8 安心して暮らせるために

政策目標	<ul style="list-style-type: none"> ・区民が安心して豊かに暮らせるために、適切な地域医療の確保、食や暮らしなどの日常生活の安全確保、さらに区民の健康を脅かす健康危機に対する安全性の高い社会をめざす。 ・安全・安心が地域に広がり、犯罪のない地域社会を築いていく。
当面の成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・区民が安心して暮らせる取り組みとして ・休日等夜間急病診療の事業の周知の充実し、利用しやすい実施体制の見直しを図る。 ・かかりつけ医・歯科医の普及啓発等を積極的に行い、かかりつけ医等を持つ区民の割合を60%とする。 ・「杉並独自の救命救急体制の構築に向けて」の専門家会議による具体的方針の検討する。 ・日常生活に欠かせない環境衛生等の水準の向上と、住まい・食生活の安全を確保することにより暮らしの安全性を確保する。 ・感染症の蔓延を防止するため、予防接種率を向上させる。 ・区内の犯罪発生件数を10,000件以内に減少させ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・休日等夜間診療については、14年度の小児平日夜間を再開したこと、区民への周知も十分行ったことにより、利用者数も定着してきている。特に祝日等による連休、また年末年始については利用者が非常に多く、初期急病患者が身近なところで適切な医療が受けられる事業の成果は大きい。 ・「杉並独自の救命救急体制の構築に向けて」の報告書がまとめられ、具体的な方針による検討に取り組んだ。 ・予防接種率が向上した。特に高齢者のインフルエンザ接種件数は大幅に増えた。 ・動物への苦情が多いため、新たな事業(飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業)を検討し、取り組みを強化する。 ・地域の自主防犯団体の活動により、刑法犯認知総件数が減少したが、目標である10,000件に向けて、なお一層の取り組みが必要とされる。
今後の政策目標の方向と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「杉並独自の救急救命体制構築に向けて」の施策推進の具体的な取り組みにより、区民・医療機関・区が連携した医療システムの構築を目指す。 ・感染症や食中毒、毒劇物等の健康危機管理対策の充実を図る。 ・動物についての苦情が多く、人と共存できる社会を目指したルール作りに向けた効果的な対策を講じる必要がある。 ・地域の治安状況の悪化にたいしては、区民自ら組織する自主防犯団体を、15年度末には30団体、16年度中なは100団体を目標に取り組む。
2次評価(部長評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区独自の救命救急体制の構築に向けて、15年度に検討した内容を着実に実現することが重要である。 ・また、地域の自主防犯団体の活動などにより地域の治安状況は大きく改善したが、一方ではSARSや鳥インフルエンザなど、区民の努力だけでは対応しきれない生命・健康の危機も懸念されており、このための健康危機管理体制を一層充実させる必要がある。

【外部評価】

政策内容への評価	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の健康と安全に直結する本政策は、全体として区民の要請に応える努力がみられ、評価できる。ただ、区内に救命救急医療に対応する病院がないなど、今後の課題も多い。特に感染症や食品の表示といった個人の努力では解決しきれない問題については、一層の事業拡充が求められている。また、防犯対策で見られるような区民の主体的取り組みが地域に定着してゆくために、区は積極的に支援してゆくべきである。
評価表の記入方法などについての評価	特になし

施策39 地域医療体制の整備

(上位政策:政策8 安心してらせるために)

施策目標	区民が日常的な健康管理や適切な医療を身近に受けられるようにかかりつけ医・歯科医の定着を図る。 休日・夜間の初期救急医療を確保するとともに、杉並区独自で展開する救命救急体制を構築し、初期医療から高次医療まで、区民が区内で質の高い医療が受けられるよう地域医療体制を充実させる。
当面の成果目標	かかりつけ医・歯科医の普及啓発を続け、かかりつけ医・歯科医をもつ区民の割合を増やす。歯科を含む休日等急病診療については、事業周知を充実するとともに、区民が利用しやすい事業の実施体制の見直しも行う。歯科保健医療センターは機能の検討、診療体制の見直しなどを通じ、区民が利用しやすい施設になるよう充実を図る。救急医療システム検討専門家会議の報告書「杉並独自の救命救急体制構築に向けて」でまとめられた具体案を事業展開し、救急救命体制の充実を図る。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	かかりつけ医・歯科医を持つ区民の割合は、それぞれ60、65%を当面の目標に定着を図る。 救急医療体制は、救急医療システム検討専門家会議の報告書「杉並独自の救急救命体制構築に向けて」にあげる救命救急体制づくり、小児の夜間急病診療体制の確保、区民等の初期救急対応力の向上を柱に充実を図る。
政策への貢献度	かかりつけの医療機関の定着、救急医療体制の構築など地域医療体制を整備することは、区民が身近な地域で適切で質の高い医療を受けられることであり、安心して暮らしていくことにつながっていく。また、歯科保健医療センターは専門医療機関の役割を果たしており障害者等への貢献は大きい。しかし、地域医療体制の検討には、多くの経費と時間を必要とし、常に既存事業の見直しを行い、効率化を図る必要がある。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	救急医療システム検討専門家会議の報告書「杉並独自の救急救命体制構築に向けて」では、施策推進の3つの柱と9つの具体的な取り組み案をあげている。今後は、この具体策の実現に取り組み、区民・医療機関・自治体が有機的に連携した医療システムの構築に取り組む。 かかりつけ医・歯科医の普及と歯科を含む休日急病診療等の既存事業は実施体制を見直し、コストの削減や事業の効率を改善し、成果の向上を図る。

【外部評価】

施策内容への評価	休日や夜間の救急医療体制を整備しつつあり、区民からも高く評価されている一方、依然として区民から強い要望があることから、更なる事業の拡充が求められる。特に、急病診療調剤事業等では、民間事業者との協力も積極的に推進するべきである。一方、区民にかかりつけ医に関する啓発をどのように行うのか、具体策が見られない。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などに ついての評価	かかりつけ医の事務事業で予算の執行率が6割を切っているのはなぜか、説明がない。

施策40 健康を支える仕組みづくり

(上位政策:政策5 安心してらせるために)

施策目標	食生活の安全確保、環境営業施設・医療施設・居住環境などの衛生確保、医薬品・毒劇物の安全確保あるいは感染症対策、母子保健対策など区民の日常生活と密接に関連した分野について科学的根拠に基づき安全対策を図り、区民の健康を支える仕組みを推進する。
当面の成果目標	環境衛生・食品衛生・薬事関係事業施設は衛生基準適合率を向上させ、住まい・食品・医療施設・動物に関わる苦情や相談に適切に対応する。 感染症を未然に防止するため、予防接種率を向上させると共に感染者を正しく把握し、指導を適切に行う。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	環境衛生営業施設・福祉・教育関係給食施設・薬事監視の基準や法令の適合率は、一時的な理由により低下した部分もあるが、概ね高水準で推移している。 食品・医療施設に関わる苦情相談は適切に対応している。動物の苦情相談に関しては、新たな事業(飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業)を開始するなど、取組みを強化する。 感染症を未然防止のための予防接種率は向上し、特に高齢者のインフルエンザ接種件数は大幅に増えた。また、母子保健医療費助成・健康被害救済や結核対策において対象者や感染者へ適切な助言・指導を継続し、治癒率の向上を目指している。 動物の死体処理は飼い主不明動物の手数料無料化が図られたことにより、区民の要望に応じてその処理数も増えている。
政策への貢献度	区民が利用する食事提供施設や環境衛生関係施設あるいは医療施設の衛生管理状態が改善し、区民の安全な生活環境の改善に貢献している。 区民や事業者との情報・意見交換は区民の不安を解消し、食や住まいの衛生への信頼に繋がっている。 SARSやトリインフルエンザなどの感染症対策あるいは院内感染については関係機関との連携も含め迅速適切に対応し、区民の不安解消に貢献した。 予防接種率の向上のより、対象疾病の発生及びその蔓延を防いでいる。又、母子保健医療費助成や健康被害救済は対象者の経済的負担の軽減に貢献し、区民が安心して高度な医療も受診できる。 動物衛生対策や病虫害防除あるいは室内環境調査等、区民の要望に対応し、衛生環境の改善に役立っている。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	食や住まいの安全確保はその科学的な検査とともに、区民に正しい情報を的確に分かりやすく提供し、より広く意見交換するリスクコミュニケーションの推進が重要である。 感染症や食中毒、毒劇物等の健康危機管理対策の充実を図る必要がある。 動物については苦情が多く、人と共生できる社会を目指したルール作りに向けた効果的な対策を講じる必要がある。 医療監視・薬事監視については、組織・体制の整備充実を図るとともに、専門的職務に対応できる人的な充実を図る必要がある。

【外部評価】

施策内容への評価	本施策には、区民の健康を支える仕組みとして幅広い事業が網羅されており、区民の関心が高い分野である。特にBSEの違法表示や鳥インフルエンザ、SARSといった感染症の事件発生を背景とし、環境や食品、薬事の監視といった事業に対する区民の期待値が高いだけに、今後も事業の拡充が求められる。特に、食の安全におけるアレルギー表示等細かい監視は、区民の生命に関わる場合もあるため、早急な対応が必要である。本施策における事業の大半について、その役割分担が行政主、企業・NPOが従、と位置づけられているが、事業によってはNPOや他の団体・組織との積極的な協力が求められているのではないだろうか(例:エイズ対策)。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	特になし

施策41 安全で明るい地域社会づくり

(上位政策:政策8 安心して暮らせるために)

施策目標	安全・安心が地域に広がり、犯罪のない地域社会を築いていく
当面の成果目標	杉並区内の犯罪発生件数を10,000件以内に減少させ誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指していく。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>防犯団体設立数を16年度中までに100団体としているが、今後は犯罪多発地区及び区界等防犯パトロールの希薄箇所について重点的に自主防犯団体が立ち上がるよう支援していく。</p> <p>自主防犯団体間の情報の共有や横断的な連携を強化していくため、杉並区防犯団体連絡会を立上げ、今後は防犯団体連絡会が実質的に機能し、個々の団体活動の充実に寄与するよう多方面から支援していく。</p> <p>安全・安心まちづくり推進地区において、個別(住戸)防犯診断を開始した。地域人材の育成を推進し、特に、地区防犯診断をどのようなかたちで専門機関等とタイアップして行うか協議していく。</p>
政策への貢献度	-
今後の施策の方向	<p>拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合</p>
今後の施策のあり方	<p>杉並区防犯団体連絡会を設立し、その中で自主防犯団体のこれからの運営等協議を行いながらより効果的効率的な防犯活動へとシフトしていく。</p> <p>防犯診断を今後、効果的に推進していく上で区民との協働を十分に考慮していく。</p> <p>杉並区の条例に基づき設置されている杉並区生活安全協議会の有効かつ効果的運営を推進する。</p> <p>浴場の快適な整備、積極的な広報活動に取り組む。</p>

【外部評価】

施策内容への評価	<p>本施策の柱は地域の防犯対策で、予算の3分の2を占める。地域住民による自主防犯団体が地域の治安向上に貢献している中、これらの団体への補助は高く評価できる。他方、住民からの意見にあるように、活動開始資金としての補助金のみならず、今後は活動の継続費を補助することも積極的に検討すべきである。</p>
今後の施策の方向	<p>拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>社会を明るくする運動(特に杉並区民の集いの開催)が、どう「非行のない明るい社会を築く気運を高め」られるのか、事業で何を達成したのか不明である。</p> <p>また、なぜ公衆浴場対策補助金が安全で明るい地域社会作りに組み込まれているのか理解に苦しむ。また、事業目標が区民の入浴機会の確保とあるが、どの程度の区民が必要としているのかデータがないため判断できない。大幅な事業の見直しが必要だろう。</p>

政策11 都市農業の育成のために

政策目標	区民と区内農業とのふれあいの増進と農家自身の営農意欲の増大を目指す。これによって、生産性の高い農家による農産物の地産地消化の実現と、これに伴う都市における農地等のオープンスペースの維持確保を図る。
当面の成果目標	即売会・体験型農園・ふれあい農業体験・区民農園運営等の事業により区民と区内農業とのふれあいをさらに押し進め、区民を第一義的な存在基盤としての農家を目指す。また、適正な農地保全に係る農業委員会活動の強化、都市計画課所管の生産緑地指定事務への事務的協力や積極的な情報提供を行い、また、農協・区内農業者団体と連携し、各農業者に対する生産性の高い農業経営への指導等を通じて、少しでも農地の減少を食い止めることにつなげていきたい。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	農産物の即売会や体験型農園運営などの各種事業を通じて、区民の区内産農作物に対する需要の高まりと農業者に対する親しみと理解は、確実に進んでいるものと考えている。また、農地保全については、農業委員会、農協、各農業団体の努力もあり、その減少率はやや落ち着きを見せしていると判断している。今後とも引き続き、より内容の充実した各種農業振興事業を行っていきたい。
今後の政策目標の方向と課題	土地の流動化や農業経営者の高齢化、相続税負担問題など、社会的要因による農地(生産緑地地区を含む)減少を完全に食い止めることはなかなか難しい。しかし、農業委員会活動の活性化と生産緑地地区指定の権限を持つ都市計画課との連携による適正な農地の保全・管理、体験型農園整備や区民農園整備などの充実による区民の農業に対するふれあい増進、農産物の即売会・農業祭開催などによる区内産農作物等の区民への供給と普及啓発による農家の営農意欲の増大、また、生産性の高い農家を育成するための先導役となる企業的農業経営集団への財政支援など、これらの施策を今後も続けていくことが、政策目標である都市農業の育成に寄与すると考える。
2次評価(部長評価)	後継者難、相続に伴う転売など、農地の減少傾向は継続している。都市化が進行し続けている杉並区において、農地は、農作物の供給元としてだけでなく、区民と農業との貴重なふれあいの場であり、また緑化スペースでもある。平成15年度は、新たに体験型農園事業を開始したが、今後も都市農業の保全のために、より一層創意工夫していく必要がある。

【外部評価】

政策内容への評価	都市部の農業の多元的機能を推進していく意義は大きい。問題はその解決への政策対応である。土地の流動化や農業者の高齢化、相続税などを社会的要因をやむをえないものとみなさないで、短期的なふれあいや農業経営集団への補助以外の対策を検討すべきである。
評価表の記入方法などについての評価	対象農業者の年齢・規模などの情報が必要である。社会的要因の程度が把握できないからである。

施策47 新しい都市農業の推進

(上位政策:政策11 都市農業の育成のために)

施策目標	都市における農地の保全を終局目標とした、以下の成果の達成 農産物の販売及び収穫体験・区民農園利用等を通じた区民と区内農業とのふれあいの実現 収益性の高い農業経営指導による営農意欲の増大 区内農産物の地産地消化の達成 都市計画上の手法を活用した生産緑地地区等緑化スペースの維持・拡大
当面の成果目標	区内農地のうち生産緑地比率は約70%で40ha程度となっているが、農業委員会による相続税納税猶予地の適正な耕作指導や農地転用届出時の都市計画課との連携による農地保全。 農作物の即売会と農業祭品評会開催、ふれあい農業体験、農主の指導による体験型農園実施や区民農園の利用を通じた、区内農業への区民の理解促進 企業的農業経営集団6団体への活動費補助による、生産性の高い、営農意欲ある農家への先導役としての機能発揮。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	農地保全には、農家自身の営農意欲の高まり、区民の区内農業に対する深い理解の2点が、車の両輪ともいえ、いずれかが機能しなくなれば、農地保全という目標達成は実現できない。そこで農産物の即売会開催、農業祭品評会・即売会実施、ふれあい農業体験や体験型農園・区民農園の運営、直販マップの作成などを行っているが、各事業への反応は、概ね好評を博していることから、区民の区内農業に対する親しみと、一方で、農家自身も区内産農作物が区民に受入れられているということを敏感に感じとっており、耕作意欲につながっていると考え。また、農業委員会による農地(主に生産緑地)パトロールなどの見回り活動の活発化などで、違法農地の現出を押さえ、適正で良好な農地の保全に一定の効果を挙げている。また、都市計画課では、都市計画上の手続きとしての生産緑地地区の指定を通じ、出来る限りの農地・オープンスペースの保全を図っている。
政策への貢献度	農産物即売会などの各種行事開催と直販マップの発行等を通じて、区内産農作物が区民に身近なものとなり、区民の区内農業に対する深い理解につながっている。特に直販農家による農作物の販売は地産地消の実現化ともいえ、農家の生産性向上に大きく貢献している。また、各農家の生産性向上の牽引役となる、各企業的農業経営集団団体への活動費補助についても、区の側面支援の一つとして都市農業の育成に寄与している。又、都市計画上の生産緑地地区の指定という制度の活用により、農地面積の維持が図られている。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	農業委員会活動の一層の活性化と事務局執行体制の効率化を図り、農地保全・都市農業育成に向けた環境づくりと各種行事の内容充実により区民と区内農業のより深いふれあいを目指していきたい。また、生産緑地地区指定の権限を持つ、都市計画課との事務的協力や情報提供などの連携を常に図っていきたい。

【外部評価】

施策内容への評価	施策を構成する事業が規制者としての農業委員会、農業者及び一般区民に働きかけるものとしているのは適正であるが、区民の理解を促進するには教育(学校給食・体験学習)を通じた施策も有効と思われる。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	3つのアクター別の活動及び成果指標が現れるようにすることが望まれる。販売農家の概念が不明確である。

政策12 多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために

政策目標	区民一人一人が、それぞれの価値観に基づき、個性と能力を十分に発揮できる創造的で活力のある地域社会を築くために、女性や高齢者などの多様な働き手や社会貢献を目的とするNPO(非営利組織)、ボランティアなどが働きやすく、活躍できる社会を形成する。
当面の成果目標	現在、中小企業で働いている人及び家族の福利厚生の上昇。 就職、再就職希望者の就労率3割以上。起業家支援。 NPO支援基金の普及啓発。NPO中間支援組織機能のさらなる充実。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	(財)杉並区勤労者福祉協会の会員数は増加しており、会員向けの福利厚生サービス・講演会等は、参加者が増えている傾向にある。 男女平等推進センターの就職・再就職セミナー、起業セミナーには定員を上回る応募があり、就職・起業率の活動指標でも平成14年度を11%上回る数値となっている。 NPO支援基金助成件数は、平成14年度の2件から平成15年度は13件と11件増えている。また、区内のNPO法人に対する区制度への登録率も平成14年度の23%から平成15年度は27%に上がっていることから、制度が普及されてきている。
今後の政策目標の方向と課題	区内のNPO法人は現在増加傾向にあり、今後もNPO等と区の協働によるサービス提供の分野をより拡大していく。また、女性や若者の就労への意識の変化に対応した支援を行うとともに、起業家への支援も引き続き行う。さらに、現在中小企業で働く人の福利厚生事業については、多様化する要望を受け、利用・参加率の高い事業や講座等を行っていく。
2次評価(部長評価)	今後、団塊の世代が退職時期を迎える中、地域社会における多様な活動が見込まれ、受け皿としての組織やメニューの多様化が必要と見込まれる。また、女性の経済的自立も進んできており、多様な働き手や組織が活躍できる環境を整えていく必要がある。 平成15年度は、区内の女性就業率が着実な伸びを見せるとともに、区登録NPO団体数も順調に増加している。 今後は、あらゆる人が働き、活動しやすい環境づくりと、そのための受け皿作りを積極的に進めていく必要がある。

【外部評価】

政策内容への評価	中小企業勤務者・女性・高齢者などの活動を向上させる意義は少子・高齢化社会で行政として意義がある。ただし、この政策には高齢者の働きはNPOに関連させられているが、高齢者対策との連携も必要である。
評価表の記入方法などについての評価	男女が対等に働ける職場環境という点では、就職後の勤務状況・昇進・待遇面の情報も必要であろう。

施策48 働くひとびとの条件整備

(上位政策:政策12 多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために)

施策目標	勤労者福祉事業の充実により、中小企業の福利厚生事業を補完し、勤労者の勤労意欲や日常生活の余暇を充実させることにより、中小企業の振興、地域社会を発展させる。
当面の成果目標	勤労者の文化・教養及び福利厚生の上昇を図るため、勤労者による勤労福祉会館・事業の利用率を高める。 多様なニーズに対応できるよう、(財)杉並区勤労者福祉協会会員に対する福利厚生サービスの充実を図る。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	会員数が平成9年以降減少してきたが、15年度は増加になった。さらに、利用者等にアンケートを実施するなど、事業を実施するにあたり利用者の要望を取り入れた事業を展開し、事業の参加者も増えてきているところである。
政策への貢献度	現会員に対するサービスの充実は進んでおり、会員数も増加しているため、方向性としては貢献していると考えられるが、区全体の事業者、従業者から見ると会員数が少なく、多くの人々に利用されるよう検討が必要である。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	会員に対するサービスはさらなる向上を目指すところであり、引き続き実績を上げる要因となったアンケート等の調査を行い、利用者のニーズを事業計画に反映させていく。さらに課題としては、会員数の増加であり、より多くの人にこの事業を利用してもらえるようにする。

【外部評価】

施策内容への評価	施策の内容は勤労福祉会館の運営と事業のみであるから、勤労者福祉協会と区との関係を検討することも必要と思われる。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	経営評価と同じ項目になっているが施策評価としては、区としての関与の必要性、民間事業者との料金比較などの情報が必要である。

施策49 男女が対等に働ける職場環境づくり

(上位政策:政策12 多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために)

施策目標	女性の経済的自立を支援するために、学習の機会と情報を提供することにより、自立へ向けての意識の向上を図る。
当面の成果目標	就職・再就職希望者の就職・再就職希望者の就労率3割以上をめざす。セミナーの内容の充実を図り、多くの起業家を輩出するとともに、起業後のフォローができるような講座も開催していく。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	平成13年度～15年度の受講者への調査では、調査回答者の3割以上が就職・再就職、起業に結びついており、より実践的な講座へのニーズは高い。
政策への貢献度	「女性のチャレンジは、男の元気、社会の活気」ということで国のポジティブアクションが推進され、様々な分野での女性のチャレンジ支援策が展開されているが、この事業もその一環として、男女が対等に働ける男女共同参画社会に向けて、女性の自立支援策として実施され、成果を上げている。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	専門的な分野でもあり、今後NPO等への事業の実施委託についてもさらに検討の必要がある。

【外部評価】

施策内容への評価	施策の目標からみて女性のための起業支援のみで目標が達成できるか疑問である。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	就職と起業は概念が異なるので区分したほうがよい。調査回答者と受講生の関係が不明である。

施策51 NPO・ボランティアなどが、活動しやすい環境整備

(上位政策:政策12 多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために)

施策目標	NPO・ボランティア活動の多様な展開を支援し、社会的サービスの担い手としてNPO等の発展と、区政とのよりよい協働の実現を目指す。
当面の成果目標	NPO支援基金制度の普及啓発につとめる。また、NPO・ボランティア活動推進センターについては、NPO中間支援組織機能のさらなる充実を図るよう事業・運営体制の見直し検討を行う。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	NPO支援基金については、14年度は約380万円の寄付金が集まったが、15年度は予算額300万円に比べて約74%の約223万円という状況である。また、平成14年10月に開設したNPO・ボランティア活動推進センターは平成15年度に入り、NPO入門講座・NPO経理・税務講座等の支援事業が本格的に実施されてきている。
政策への貢献度	地域にとって活力ある社会を目指して、NPO・ボランティアが活動しやすい環境をつくり、NPO・区民・事業者等と区との協働の推進を図ることに貢献している。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境の整備にむけ、14年4月施行した「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」を具現化していくために、NPO支援基金の周知及び寄付金の確保、NPO・ボランティア活動推進センターの機能充実に向けた取組みを一層推進していく。また、NPO等とのよりよい協働の推進に向け、区としての協働ガイドライン(指針)の策定及び協働事業の評価検証等の仕組みをつくっていく必要がある。

【外部評価】

施策内容への評価	活動推進センターの事業参加者数は実質的に減少しているため、見直しが必要である。また、NPOとボランティア団体の区分が必要である。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	NPOなどの活動量と区政との協働の関係のデータが必要である。

政策13 魅力ある学校教育のために

政策目標	教育委員会の教育目標の柱である「社会の一員としての役割を果たせる人」「創造力豊かに自ら学び、考え、行動する人」「人間性豊かな心をもつ人」を育成するため、「子どもたち一人一人がかげがえのない存在として認められ、さまざまな人に支えられながら、自らの未来を見出し、未来を切り拓く基礎を培う場」「いきいきと学び、思いやりの心とたくましく生きる力をはぐくむ場」としての学校づくりを推進し、魅力ある学校教育を実現させる。
当面の成果目標	<p>教育改革アクションプランに掲げる各計画事業の円滑な実施・推進を図る。</p> <p>児童・生徒が通学したいと思うような「魅力ある学校」の実現のために政策下にある各事業を推進し、公立学校在籍率(小・中学校)を小90%、中70%までに上昇させる。</p> <p>教員の指導力向上を図るために教職員研修や教育研究奨励、学力向上のための調査・研究を充実させるとともに、子どもたちの自ら学ぶ意欲や思考力、判断力を高め、基礎的・基本的な学力を身につけて「学習内容を理解している生徒の割合」を85%以上にする。</p> <p>都や区などの各不登校対策事業との連携を強化するとともに、不登校児童・生徒の早期発見、早期対応により不登校児童・生徒数を毎年5%ずつ減少させる。</p>

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>「教育改革アクションプラン」は新事業の策定、類似事業の整理・統合などを行った結果、従来の103事業から110事業に再構築され、新計画の期間を平成16～18年度として推進している(16年3月改定)。</p> <p>公立学校在籍率については、平成15年度の中学校数値が前年度を若干下回った。目標値達成に向け、さらなる取り組みが必要である。</p> <p>学習内容を理解している生徒の割合は、昨年度に設定した目標値(83%)は達成されたため、あらたに目標値を設定しなおした。</p> <p>不登校児童・生徒数はここ数年減少傾向にあったが、15年度は小・中ともに前年度比で微増した。今後、各不登校事業間のさらなる連携強化や学校現場での対応(教員・スクールカウンセラー)による取り組みが必要である。</p>
今後の政策目標の方向と課題	<p>16年3月に改定された「教育改革アクションプラン」の各計画事業を推進させて効率的かつ効果的な事業展開を目指す。また、魅力ある学校教育の実現に向け、これまで以上に学校、地域、家庭の連携を強化し、子どもたちの実態や地域の実情に応じた学校づくりを行っていく。</p> <p>政策下にある個々の施策・事業については、費用対効果の視点を重視し、国や都、各区の動向を踏まえながら計画的に推進していく。目標の実現には、教育委員会と学校との連携が強化され、教育改革アクションプランをはじめとする取り組みが地域や保護者の十分な理解を得て推進される必要がある。そのためには、校長・教頭といった管理職の改革意識に基づく強いリーダーシップの発揮とともに、学校側からの様々な教育情報の積極的な提供や地域・保護者との連携が不可欠である。</p>
2次評価(部長評価)	<p>教育改革アクションプランに掲げる各計画事業の着実な実施により、魅力ある学校教育、特色ある学校づくりが推進されている。政策展開のコストとしては、事務事業の効率化・職員数の削減などにより、経費削減を図っている。</p> <p>安全な学校施設で、充実した教育設備環境のもと、児童・生徒が自ら学び、考える力、豊かな人間性を育むことにより、将来の社会の担い手として、意欲と自信に支えられた人に育てるために、学校力の向上、家庭・地域力の向上が不可欠である。</p> <p>今後、魅力ある学校教育の実現のための基本的方向、推進方策を区民との共通認識の下に進めていく。</p> <p>平成16年度に教育目標、基本方針を改定し、教育ビジョンを策定する。教育ビジョンに基づき、平成17年度に「新教育改革アクションプラン」を策定し、その下で魅力ある学校教育の実現を図る。</p>

【外部評価】

政策内容への評価	<p>政策評価指標(チェック指標)から見る限り、政策目標への達成度は向上しているもので、区の政策としての基本的方向に間違いはないものと考えられる。ただし、チェック目標22の「ボランティアに参加したことのある区民の割合」が経年的に減少していることと、目標年次の25.0%のギャップが大きくなっており説明が難しくなっている。このような政策指標についてはプログラム評価を行って原因を分析すべきである。ボランティアという分野であるだけに、だからといって行政が新たな政策をすべきであるということに繋がるわけではない。それゆえに、市民生活や文化の潮流に何が起きているのか、という現状把握がとりわけて重要である。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>5つの区政チェック指標すべてについて言えることであるが、目標年次の設定理由、目標値の設定理由を評価報告の中に明記すべきである。評価指標は目標値との関係で判断されることが多いためである。</p> <p>チェック指標21について、「学習習熟度」の定義をもう少し正確に書く(3科目とも評定3以上...)など。相対性の欄、ほかの政策評価表すべてにいえることであるが、「重点施策」「費用対効果の高い施策」の定義を明確にするかあるいは削除する。少なくとも、この評価シート上は「相対性」の欄は評価者に情報を与えていない。</p>

施策52 教育施策の執行体制の確保

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	教育目標に示した、学校、地域、家庭がそれぞれの役割を担い、互いに連携しながら、人としての豊かに生きるための「自分づくり」を支援するために、有効な教育施策を実施し、区の教育水準を向上させるために、教育委員会の執行体制の確保を図る。
当面の成果目標	教育改革アクションプランに掲げる施策の円滑な実施・推進を図るとともに、教育報・教育委員会ホームページ等広報媒体を充実し、教育課題について、積極的な情報発信を行い、区民との情報の共有を図る。 教育機関ISO14001は、国際認証取得後、17年度が初めての定期審査の年次となるため、認証継続ができるよう、取組みの徹底を図る。キッズISOについては、小学校44校の4・5年生の全児童に入門編の取組みを推進する。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	教育委員会の審議案件 教育行政に関する計画・基本方針の決定、規則の制定などにより、杉並区の教育の自主性・自立性を高めることができた。 教育委員会ホームページアクセス件数 区民の教育に対するニーズを反映した独自のコンテンツを充実するとともに、ホームページの機能の進化を図ることにより、アクセス件数が拡大していくと考えられる。 キッズISO国際認証取得者数(初級修了者中の取得者) 「環境教育指導資料」(幼・小学校版)を作成し、キッズISOへの取組みを明確に位置付け、よりよい環境教育の推進を行っている。
政策への貢献度	教育行政の計画・立案、進捗状況の把握、評価等を一元的に行い、教育委員会全体の事業の進行管理を行うとともに、教育改革アクションプランに位置付けた事業の実施を通じて、魅力ある学校教育・社会教育の推進に貢献した。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	教育委員会の活動を活性化し、開かれたものとしていくために、教育委員と保護者・教職員・生徒との懇談会、教育委員からの情報発信の推進を図っていく。 教育委員会の執行体制を整備するとともに、教育施策・事業の計画を通して、成果の向上を図っていく。 教育委員会の活動・課題について、教育報・教育委員会ホームページを活用し、積極的な情報発信を行うとともに、区民から幅広い意見を伺い、教育施策・計画の策定に反映していく。

【外部評価】

施策内容への評価	教育委員会が杉並区の教育施策について、区民の情報を集約し、委員会の議論が区民の教育意識を高め、一定の施策の方向性を示していけるようになるかどうかは、教育を区民のものにできるかどうかの試金石である。現在の取組みと方向性については妥当と見ているが、何よりも重要なことは、委員会の審議が区民の関心の的となるよう委員会事務局として最大の努力を傾けることであろう。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	杉並区教育委員会からの発信情報よりも、住民からの受信情報を把握することが重要である。さしあたり、HPのヒット件数とその指標として使えるが、内容を少し詳しく分析するよう心がけるべきである(例えば、内訳として、委員会議事録へのヒット件数、議題ごとのヒット件数の比較など)、キッズISOについては、それによる効果がどのようなものか分かるところに、業績指標を設定できないか(ISOの取得それ自体が目標ではないはず)

施策53 豊かな学校教育づくり

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	区立小・中学校に通う児童・生徒が毎日の学校生活を楽しく過ごせるよう「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた魅力ある学校づくりを推進し、創意工夫ある教育指導により児童・生徒の基礎的学力や学習意欲の向上を図る。
当面の成果目標	・教職員研修や教育研究奨励、学力向上のための調査・研究などの充実により教員の指導力向上を図る。各学校が学習指導に創意を凝らし、子どもたちに基礎的・基本的な学力を身につかせ、平成18年度までに生徒の学習理解度を85%にする。 ・各学校の創意工夫により体験的な学習や「総合的な学習の時間」を充実させるとともに、授業や行事の公開、学校案内や学校独自のホームページ作成などを行い、児童・生徒が通学したいと思うような魅力ある学校づくりを目指す。これにより公立学校在籍率を平成18年度までに小学校90%・中学校70%までに上昇させる。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	・成果指標1については、チームティーチング方式による学習など少人数による学習機会の充実、教科に応じた教員加配や習熟度別・コース別の学習グループ編成による授業、教職員研修など基礎的・基本的な学力の定着に向けた取り組みの実施により、昨年度に設定した目標値は達成された。 ・成果指標2については特に目標値は設定していないが、制度の定着や事業周知、各学校の積極的な情報提供等により希望者が増加したと考えられる。 ・成果指標3については、若干ながら目標値を下回っている。今後、少子化および私立人気によりこの割合の低下が予測されるが、魅力ある学校づくりに向けての取り組みを行っていく。
政策への貢献度	子どもたちがいきいきと学び、生きる力を育む場である学校を横並びで画一的なものにせず、活力にあふれ魅力あるものにするために、この施策は政策へ大いに貢献している。児童・生徒一人一人を大切に、きめ細かな学習指導や社会の変化に対応できる力を備えられるような、さまざまな学習機会を充実させることにより、個性と能力をより一層引き出せるように取り組んでおり、未来を担う人材の育成という観点からも貢献度は高い。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	社会の変化や少子化などにより、子どもたちや保護者の価値観が変化しており、児童・生徒や保護者のニーズに対応できるような事業体制を構築する必要がある。従来より、複雑化・多様化する教育課題に対して各事業の設置や統廃合等により対応してきたが、厳しい財政状況下にあるなかで、今後もより効率的で効果的な事業のあり方を考慮し、十分に精査する必要がある。魅力ある学校づくりのためには何よりも教育内容の充実が不可欠であることから、今後も本施策の果たす役割は大きいと予測される。

【外部評価】

施策内容への評価	この施策は、地域のニーズと個性にあわせた教育を行う単独事業であるから、区の教育施策の根幹をなすものとする。学習内容理解度の向上など施策の効果が上がっているため、方向としては首肯されるものであろう。指定以外の学校希望者率が増えつつあるように、今後ますます個性と魅力のある学校とそうでない学校との差別化が進むなかで、希望者の減少してくる学校をどうするかが課題となる。事業費としてはIT機器のリースや人件費の割合が大きい。前者については職員の監督能力の向上と入札の適正化によってかなり効率化が可能である。後者の人件費については、非常勤の活用が今後増えていくものと考えられるが、非常勤が正規雇用の退職受け皿となることなく、教育のミッションを備えた非常勤職員の採用が必要である。それは教育行政への市民の参加の追求に他ならない。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	活動指標、成果指標はバランスが取れてきており概ね良いと思うが、活動指標の使い道がなくなってきたのではなからうか。その場合、成果指標を活動指標におとし、新たに成果指標を(よりアウトカムベース)で設定するということもありうる。相対性の欄の「重点事業」「費用効果の高い事業」の意味が不明。費用対効果の高い事業で、重点化すべき事業はどのように理解したらよいのであろうか。政策効果への貢献度の欄は抽象的な表現に留まっている。今後の課題であるが、どの事業がどの成果指標に結びつき、どのように政策効果に結びつくかという因果関係を意識した記述が望まれる。

施策54 児童・生徒の健康維持及び安全の確保

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	区立小・中学校、幼稚園等の児童・生徒及び幼児の健康に留意し、衛生環境を整え、教育施設、教育用具等の安全性について万全を期すことで、充実した学習活動と楽しい学校生活を送ることができる。
当面の成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断等を実施することにより、疾病の早期発見、予防、また健康状態の改善に役立てる。1人あたりの疾病件数を前年度比減とすることを目標とする。 ・教室などで教育を受ける施設の環境測定を通じて、適切な状態を保つ。校内で発生する事故について、0件を目標とするとともに、前年度の件数の10%を減少させる。 ・体力診断テストにおいて、全国平均(100)以上を目標とする。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	体力診断テストでは、全体的には全国平均を下回っている。しかし、筋力、持久力、瞬発力、柔軟性と、分野別で見ると、全国平均を上回っているものもある。体力測定の数値は、あくまで目安と考え、今後も引き続き安全に実施されることが望ましい。疾病数や事故件数の判断についても、児童・生徒及び幼児の自由な活動を尊重しながら、重大な疾病にかかっていないか、また、重大な事故に結びつく行動がないかを、見極めていくことが大切である。そのためにも、健康診断や各種の調査・検査等を通じて、予防・改善に努めるとともに、学校内の教育指導だけでなく、家庭での生活習慣についても指導を行っていくことが必要である。
政策への貢献度	各種の健康診断、環境衛生に関する検査等を通じて、児童・生徒及び幼児が健康で楽しい学校生活を、安全に送ることができる。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	児童・生徒の健康を取り巻く状況が常に変化している中で、その健康維持及び安全の確保は、最も重要な課題である。予防の観点に重きを置くとともに、学校保健委員会の活性化、食教育、健康教育等を通じて成果の向上を目指していく。

【外部評価】

施策内容への評価	一般に、杉並区のような都会では、健康情報、医療情報も多いし、医療機関も多いので、児童・生徒の健康の条件は恵まれている。都会の児童にとっての健康とはなにか、都会特有の不健康な条件はあるのかを特定しないとこの施策を強化するという方向付けは出来ない。一方、児童の安全については都会独特の不安全要素がありそうであるから、事故予防の方向で施策充実の理由はある。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	活動指標として、水質検査を使うのはどうか。この検査値が重要な意味を持つほど、都市の健康状態は悪くない。体力診断の指標の比較では、全国比較では、あまりにも生活環境が違いすぎて意味が読み取りにくい。東京での比較を使った方が、杉並区の子供の健康状態を把握しやすい。

施策55 教育施設の整備・充実

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	校舎の改築・補強・施設整備等により、安全で快適な教育環境を確保する。
当面の成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度までに、学校の耐震化率を75%以上とする。 ・余裕教室の活用数の増加を図る。 ・学校の緑地を増やす。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	現在は着実に計画数値を達成しつつある。施策の性格上、確実に実績をあげることが必要であり、今後も目標に向けて、整備を行う。
政策への貢献度	安全で快適な教育環境を整備することにより、魅力ある学校教育のために貢献している。耐震性能の向上による安全な学校、地域に開かれた学校、みどり豊かな学校に向けて、着実に実績を上げている。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修については、補強可能な学校による校舎等の耐震化は、平成17年度までに耐震補強を完了し、残りの耐震化を要する学校については、校舎等改築により建物の耐震化を図っていくこととなる。このことは、今後の適正配置計画、校舎改築計画にも反映させていく必要がある。 ・余裕教室の活用は、今後も条件の整ったものから、整備していくこととなる。 ・学校緑化については、ヒートアイランド現象の緩和や学校のエコアップの観点から、引き続き進めていく必要がある。

【外部評価】

施策内容への評価	事業費のうち校舎の耐震補強工事費が大きいと思われるが、この事業費は入札制度の改革によって効率化の余地がある。耐震工事にあたって地元住民との協議の場を設けることは重要である。改築の希望があるなら、費用負担を含めて住民協議の議題としたらどうか。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	活動指標の余裕教室活用の新規増加数は、増加の意味が不明、活用数を示すべきである。成果指標の余裕教室活用数は、一校あたりの余裕教室活用数にしたほうが意味を理解しやすい。成果指標の校内緑地率も、文字通り、一校あたり、緑地比率にしたほうが意味を理解しやすい。

施策56 学校教育の環境整備

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	<p>区立小・中学校、幼稚園の適切な学校施設及び教育設備の維持管理を充実することで良好な教育環境を整え、心身ともに健康で人間性豊かな児童・生徒及び幼児を育てる。</p> <p>さらに教職員について、職務を遂行するための研究や修養に要する教職員研修所の維持管理や教職員健康診断などを通して、直接教育にかかわる職員としてふさわしい健康で意欲ある人材の育成を図る。</p>
当面の成果目標	<p>充実した良好な教育環境の中で、児童・生徒及び幼児が心身ともに健康な状態で、楽しい学校生活を送ることができる。</p> <p>また、直接教育にかかわる教職員も、必要な教育設備のなかで意欲的な教育活動ができる。</p>

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>学校施設が存続する間は、児童・生徒及び幼児の人数に関係なく、施設の整備をしていかなければならないものが数多くある。財政の厳しい中、整備すべき項目を十分精査した上で、効果的な環境整備を実施していかなければならない状況にある。</p> <p>教職員の研修受講の環境を整備することで、能力向上のための研修機会を拡大し、併せて、教職員の健康診断の受診率向上を通して、健康で能力のある教職員育成を図っている。</p>
政策への貢献度	<p>充実した学校施設と教育設備を整えることで、楽しい学校生活を実現することができる。</p> <p>また、教職員の置かれている環境を整えることで、心身ともに健康な状態で職務を遂行できる。</p>
今後の施策の方向	<p>拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合</p>
今後の施策のあり方	<p>財政の厳しい中で、引き続き整備していくべき項目を十分精査し、効果的な教育環境の整備を図っていく。</p>

【外部評価】

施策内容への評価	<p>学校施設を維持し、教員の生活と能力を維持向上し、児童・生徒の学習環境を維持するという学校教育の中核を成す施策であるが、子ども数の減少傾向のなかであって、施策としては拡充するというにはならない。効率化を図りながら質の向上を図るという施策であろう。</p>
今後の施策の方向	<p>拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>活動指標で教育環境整備に要した費用(学習内容、施設整備)については、文字通り1校あたりで表示した方が分かりやすい、成果指標の児童・生徒1人あたりの運営費、クラスあたりの人員、1校あたりの人員は成果指標とは言えない。これらの数値は区役所の政策の効果というより、子ども数の減少という外在的要因によって変動している。児童・生徒や教職員の満足度を測定する指標(代理指標をふくむ)を開発したらどうか。</p>

施策57 多様な教育機会の提供

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	障害がある等により何らかの支援を必要とする児童・生徒・幼児に対して、個々の実態や必要性に即した適切な教育機会を提供する。
当面の成果目標	養護学校や心身障害学級、健康学園、適応指導教室を運営することなどにより、個々の児童・生徒・幼児の実態や必要性に即した教育的支援を行う。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	心障学級、養護学校の在籍児童数は、徐々に増えている。障害の多様化に伴い、個々に応じた適切な教育が求められており、ニーズに応じた教育を行っている。教育施設・設備や相談支援体制の整備などにより、適正な就学が進み、障害のある子どもに対する教育的支援を適切に行うことができている。 適応指導教室は不登校生徒の学校復帰が主目的であるが、「心の居場所」としての役割も担っている。
政策への貢献度	小・中学校心身障害学級、養護学校、健康学園や適応指導教室を運営し、小中学校や幼稚園に介助員を配置することなどにより、児童生徒の特別な教育的ニーズに対応した多様な教育機会を提供し、魅力ある学校教育の実現のために大きく貢献している。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	児童生徒の特別な教育的ニーズを把握し必要な教育的支援を行うためには、特別支援教育への転換からも就学指導の在り方を改善することや、乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談支援体制の整備が必要とされている。学級の新設、施設・設備、指導体制及び安全上の配慮等での一層の充実を図る。また、障害幼児の受入に関する環境を整備し、障害児に対する幼児教育を充実させる。 不登校児童生徒に対する複数の事業を見直し、質を高めるための研修等を実施し、連携を強化する。また、適応指導教室の拡充を図る。 健康学園は、虚弱児童の教育施設としては廃止の方向とし、廃止後の教育施設としての活用方策を改めて検討し、方針を決定し、見直しを図る。

【外部評価】

施策内容への評価	社会的ハンディキャップをもった児童・生徒を受け入れてサービスを提供するという点で、最も行政が責任を負っている分野である。この施策に該当する児童・生徒が増えているならば、施策としては拡充すべきである。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	成果指標で不登校児童・生徒数は成果指標ではない。そのうちなんらかのサービスを受けた者を把握すべきである。

施策58 就学のための経済的支援

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	補助金の交付、奨学金の貸付等により保護者の経済的負担を軽減し、児童・生徒・園児の就園・就学率を高める。
当面の成果目標	経済的に低成長の時代環境のもとで、補助金、貸付金への期待や需要は高まり、申請者が年々増加している。本施策を実施することにより、保護者の経済的負担を軽減し、児童・生徒・園児の保護者が経済的な理由で就学・就園を諦めることがないよう支援する。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由によって就学困難と認定された小中学校の児童生徒の保護者(全児童生徒数の20%)に対し、学用品、給食費、移動教室費等の就学援助金を年間5回程度に分けて支給した。 ・幼児人口(3歳～5歳)に対する私立幼稚園の保護者補助金の認定率は、13年度が57.87%、14年度が59.12%、15年度が61.72%と上昇している。 ・心身障害学級全児童生徒保護者の71%に対し、就学奨励費を支給した。
政策への貢献度	<p>経済的な各種援助により、子どもたちが教育費に対する経済的不安を感じることなく、安心して学校生活を送ることが可能となり、魅力ある学校教育を推進するために貢献している。</p> <p>ただし、私立幼稚園等保護者補助金については、高額所得者への補助金支給が就園意欲の向上にどの程度寄与しているのか、疑問な面がある。</p>
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	<p>当該施策の制度や補助金額等の見直しについては、限られた財源をより適切に交付するため、国、都、各区の状況や区財政及び他制度の動向を踏まえながら行う。特に、私立幼稚園等に係る補助制度については、幼児教育施策や障害幼児施策の再構築に合わせて、必要な見直しを図る。また、施策の実施にあたっては、これまでに引き続きOA化を推進し、事務の簡素化、効率化に努める。一方、貸付金の滞納者が増えている現状を踏まえ、督促の強化や口座振替の勧奨(返済は原則として納付書払いから口座振替払いに変更する)などを積極的に行い、償還率の向上に努める。</p>

【外部評価】

施策内容への評価	<p>財政事情によってところどころと施策の対象が替えられるような事業ではなく、一定の目標を定め規則的に行うべき事業である。現在目標値をもっていないので、今後、施策の目標を定めるべきである。それによって個々の補助の基準も定まってくるはずである。</p>
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	<p>この種の補助事業では、成果指標を見つけることが難しいので、苦労していることが推察されるが、少なくとも該当児童・生徒数の占める補助をうけた児童・生徒の比率で表現すべきである。比率が高まることは、経済環境の悪化で生活に困る世帯が増えていることを表す反面で、一定の目標値への達成度を示す。目標値を定めて、児童・生徒の学業の機会均等を確保するという施策に結びつけることが出来る。</p>

政策16 地域文化の創造のために

政策目標	<p>区民がすぐれた文化・芸術に親しめる環境を整えるとともに、区民の多様な文化的活動や創造的な芸術活動を支援する。</p> <p>区内の文化・芸術に関する情報を収集・提供するとともに、文化・芸術活動に携わる区民や団体などが交流できる基盤を整備する。</p> <p>貴重な郷土の伝統文化を保存・継承するとともに、杉並ゆかりの文化人、芸術家の業績を後世に伝えていく。</p>
当面の成果目標	<p>区民の自主的文化活動を支援するとともに、文化事業、郷土博物館への参加者を増やし、杉並らしい文化を発信する。</p>

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>事業の後援・共催や文化・交流協会を通して、区民の自主的文化活動を支援している。また地域の特性を活かした事業が活発に行われており、地域文化として定着している。</p>
今後の政策目標の方向と課題	<p>地域文化の担い手は区民自身であることから、区としては今後も区民が主体的、創造的な文化・芸術活動を活発に行えるよう環境整備に努める。また、地域の特性を活かした事業を積極的に支援し、杉並らしい文化を創造する。</p>
2次評価 (部長評価)	<p>杉並区はすでに、文化的な区としてのイメージが定着している。</p> <p>政策展開のコストとしては、郷土博物館の企画展実施などにより多少の増減はあるが、各種事業を共催・後援により実施しており、経費削減を図っている。</p> <p>平成16年度は日本フィルハーモニー交響楽団との友好提携10周年にあたり、また平成18年度には文化・芸術活動の基盤となる杉並公会堂のオープンも控えている。</p> <p>区民の文化・芸術に対する積極的な活動もあり、区はこれからもこれらの活動を支援していくとともに、質の高い芸術に触れる機会をつくっていく必要がある。</p>

【外部評価】

政策内容への評価	<p>政策評価指標(チェック指標)からは長期的な動向はまだ読み取れないが、この種の芸術文化ニーズは増加して行くものと思われる。特に人口の高齢化とともに、高齢者雇用、芸術文化の楽しみ、ボランティアな地域活動への参加は地域社会の「三位一体」の構成要素となる。したがって、区の政策分野としても、雇用、NPOとの関連を意識して進めるべきである。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>チェック指標の「文化生活時間」は、まだ2年分のデータしかないので長期的な変化を把握できない。しかし、文化施設来館者とか、文化イベント参加者などのデータがあるので、これをもとに、長期的な変化、年齢別変化、参加動機の変化などを分析して、チェック指標を補完すべきである。</p>

施策65 文化・芸術活動の推進

(上位政策:政策16 地域文化の創造のために)

施策目標	区内の文化・芸術に関する情報を提供し、区民が優れた文化・芸術に親しめる機会や環境を整えるとともに、区民の多様な文化的活動や創造的な芸術活動を支援する。また、貴重な地域の伝統芸能や文化財・史跡の保護、保全を図ることにより、文化・芸術を通じた心豊かな人、暮らし、まちを創出する。
当面の成果目標	区民の文化・芸術活動の推進のため、文化・交流協会等を通して積極的に区民の自主的な文化活動を支援する。また、公会堂の改築により、工事期間中は区内最大の収容人員を持つホールの使用が出来ないが、後援・共催事業、区の文化事業ともに着実に参加者増をはかる。 区の文化財については、毎年該当のある指定・登録文化財の認定を維持し、地域の貴重な文化遺産の滅失を防止する。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	後援・共催事業については、年度ごとに事業数、規模が異なるため直接比較はできないが、定例的に実施される事業が増えており、また、区民が主体に活動する事業が発展するなど文化活動の推進に役立っている。 区の文化事業への参加者については、若干の減となったが、魅力ある企画を提供することで、入場者の増を目指す。 文化財の指定・登録数に関しては、ほぼ毎年3件増加しており、地域の文化遺産等の保全が進んでいる。
政策への貢献度	多くの区民が文化・芸術事業に参加しており、優れた文化・芸術に触れる機会が確保されている。 後援・共催事業の増加・多様化は地域の文化・芸術の育成・支援を推進している。 登録・指定文化財の着実な増加は、地域の貴重な文化的遺産を守り、豊かな地域社会づくりに貢献している。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	後援・共催事業については、区が単独で事業を実施する場合に比べ、財政的負担も少なく、多様な事業を区民に提供することができるため、申請のある事業については内容を精査のうえ積極的に行う。 区の文化事業は、無料もしくは低廉な価格で提供しているが、さらにコスト意識を深め、参加者を増やすために積極的なPRを行う。 文化財については、地域の貴重な財産を次の世代に確実に伝えるため、まだ埋もれている文化財の掘り起こしと保全に積極的に取り組む。

【外部評価】

施策内容への評価	芸術文化に対する区民のニーズは高まっていくと思われるので、この施策の方向はサービス増加である。ただし具体的な事業の展開にあたっては、注意が必要である。後援・共済方式には安易に採用しながら、成果は把握できないという傾向がある。後援・共催のイベントの評価はきちんと行うべきである。芸術文化を楽しむことが住民の基本的ニーズであるにしても、無料あるいはそれに近いものは安易な参加(その予約)に結びつく。芸術文化への責任ある参加意識を育てるために適切な負担要求が必要である。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	活動指標と成果指標に混乱が見られる。一応の目安として、イベントの実施頻度が活動指標で、それへの参加者数が成果指標という仕分けをしたほうがよい。 ただし成果指標には参加者の多寡にもかかわらず区役所の政策として実施すべきもの(文化財の保護など)もあるので、この2種によってバランス良く成果指標を構成すべきである。

施策66 文化・芸術活動の基盤整備

(上位政策:政策16 地域文化の創造のために)

施策目標	郷土の歴史と伝統的文化遺産を守り、伝え、育む。
当面の成果目標	博物館及び収蔵庫など附属施設の適切な管理を行い、郷土の貴重な文化遺産の滅失を防止する。 資料の収集・保存・研究を進め、成果を区民に還元する。 区民に生涯学習の場としてより活用していただけるように、学校との連携、地域との連携を深める。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	成果は入館者数や資料点数のみで計れるものではなく、目標値を設定する類のものでもない。当面の目標としては、成果として表れ難いが博物館の重要な役割である資料の適切な整理、調査、保存管理に注力することである。11年度に有料民間収蔵庫から小学校の空き教室へと館外資料を移動したことはコスト削減に貢献したものの、本来の目的である資料の保存という機能面からは成果は達成どころかマイナスと言わざるを得ない。今後大型収蔵庫の建設が成らず、小学校の空き教室間移動をいたずらに繰り返すようでは、資料の劣化は避けられず、価値を損なう一方である。
政策への貢献度	郷土の歴史・文化的遺産の収集・調査・保護・活用により「文化・芸術活動の基盤整備」をすることは、政策「地域文化の創造のために」欠かすことができない。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	平成17年度にも小学校校舎建替による収蔵庫の移転問題が急浮上し、14年度に移転したばかりの収蔵庫を再度移転させねばならない。また、16年度にも学校側の都合により移転をした収蔵庫があり、こうした計画性のない環境変化に翻弄される中では区民に満足のいく事業展開が困難である。校舎建替えなどに合わせて、恒常的使用可能な収蔵庫を造る必要がある。

【外部評価】

施策内容への評価	受け入れ資料数が減少しているなど、施策を重視するには活動レベルの成果が低迷している。まずはPRによって文化財保護の必要性を訴えとか、学校の教育プログラムとの連携を図り、児童・生徒からの評価を把握するなどの努力が必要である。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	活動指標、成果指標いずれも妥当である。ただし、適宜市民サーベイのなかの市民満足度を参照する必要がある。

政策19 区民と行政の協働

政策目標	住民自治の実現に向けて、15年5月に施行した自治基本条例の理解促進を図るとともに、区政に対する区民の意向を迅速かつ的確に把握し、それらを区政に反映させることにより、区民の区政に対する信頼度を向上させ、区民と行政の協働を推進する。
当面の成果目標	区民からの意見要望に対する迅速な対応を徹底することで区政への信頼度を向上させるとともに、意見・要望の全庁的な情報の共有を図る。 インターネットを活用してアンケートや電子掲示板など双方向コミュニケーションを充実し、区民が主体的に区政に参加しやすい環境をつくる。 区民と区長の対話集会など既存の区民意向の把握事業の開催方法等を工夫するとともに、自治基本条例に基づいて15年5月から開始した区民意見の提出手続制度などを活用し、区民の区政参画の機会拡大を図る。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	自治基本条例に基づく区民意見の提出手続は、初年度である15年度は8件実施し、この制度に準じて実施したものを含めると16件であった。引き続き制度を活用し、区政参画の拡充を図っていく必要がある。 意見・要望件数は、年度により増減はあるが、平成10年度以降は毎年増加傾向を示している。平成10年度1,099件であったものが、13年度は2,555件に、平成15年度は3,559件となっている。これは、区民サービス向上を目指す区政への区民の期待感のあらわれであり、着実に区民の区政参加が進展しているものと考えられる。 インターネットの普及に伴い、区ホームページから区政への参加が増えている。年度別意見・要望件数のうちホームページへの書き込み割合は、15年度には51%と半数以上になった。また、13年度からはインターネットによるアンケートを、14年度からは電子掲示板を開設、15年度からは区民意見の提出手続を開始するなど、区民の区政参画の機会を増やしてきたが、今後も新たなシステムの導入や現行システムの見直しなどを行い、より多くの区民が手軽に区政に参加できるものとする。
今後の政策目標の方向と課題	区民とのパートナーシップに基づく区政運営を推進するには、区民のニーズや意向を素早く的確に把握し、それを区政に反映させるとともに、その反映状況を常に区民にフィードバックすることにより区民の協働への意識を高めることが重要である。今後、区民意見の提出手続制度の十分な活用や、意見・要望の迅速な対応を徹底し、区民の意見やアンケート結果などへの区の考えや区政への反映状況を多くの媒体を使い積極的に区民にPRすることで、区民と行政の協働の推進を図る。対話集会やホームページなど区民が意見を表明するための場を充実させ、多くの区民参加を得るようなシステムへの改善を進める。 区民と行政の協働は、区民と行政がそれぞれの自覚と責任の下、その立場や特性を尊重して協力して取り組むことであるが、そのためには区民がより高い自覚と責任を持つための啓発と職員の意識改革、さらに区民意見の区政への反映システムの構築が課題と考える。
2次評価 (部長評価)	15年5月に施行した自治基本条例に基づき、区民意見の提出手続制度を創設するなど、区の政策等への区民意見反映に努めてきた。また、区民の意見・要望等に対し迅速かつ的確に処理するために導入した「3日ルール」(原則として3日以内に対応)の徹底なども図り、区民の区政への参画機会の拡充に努めてきた。区民からの意見・要望等は年々増加しており、これは、区政への関心や期待感の高まりのあらわれであると考えられる。区民の期待に応え、区民との協働をより一層推進するために、区政への参画機会を拡充していくことが必要であり、今後とも区民意見を区政により反映できるシステムの充実に取り組んでいく。

【外部評価】

政策内容への評価	多様な階層から区民の意見を聞き同時に区政への理解と参加を得るには、意見を聞く機会・方法の充実が必要である。区政への参加は意見表明だけに留まるものでなく、執行及び評価についても及ぶことを踏まえた評価が期待される。
評価表の記入方法などについての評価	事業費と人件費の比率が適正か判断する資料がほしい。委託や協働で総事業費が削減できる余地はあるかもしれない点の疑問が解消できないからである。

施策74 区民と行政の協働

(上位政策:政策19 区民と行政の協働)

施策目標	住民自治の実現に向けて、自治基本条例の理解促進を図るとともに、区政への意見・要望や区民意向調査、区政モニター制度、インターネット区民アンケートなどを通じて区民の区政に対する意向を的確に把握し、それらを区政に反映させることにより、区民と行政の協働を推進する。
当面の成果目標	区民からの意見・要望について迅速な処理を定めた「三日ルール」を徹底し、区政への信頼度をさらに向上させるとともに、文書管理システムを利用した処理により意見・要望の全庁的な情報共有を図る。 区ホームページ上に電子会議室を開設するなど、ITを活用した区民の区政参加の促進と、区民と区長との対話集会の開催方法の工夫、自治基本条例に基づく区民意見の提出手続制度の活用などにより、区民の区政参画の機会拡大を図る。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	自治基本条例に基づく区民意見の提出手続は、初年度である15年度は8件実施し、この制度に準じて実施したものを8件を含めると16件であった。引き続き制度を活用し、区政参画の拡充を図っていく必要がある。 意見・要望件数が毎年増加傾向にあるのは、社会経済情勢の影響や区民意識の高まりも一因ではあるが、五つ星運動などにより区民サービス向上を目指す区政への区民の更なる期待感のあらわれであり、区民の区政への参加が着実に進んでいると考えられる。 インターネットの普及に伴い、意見・要望やアンケート、電子掲示板など区ホームページからの区政参加が増えているが、アンケートや意見聴取の期間設定やメールマガジンなどを利用した積極的なPR、さらなる参加システムの構築により、より多くの区民参加を得られるようにする。
政策への貢献度	意見・要望を迅速・的確に対応するとともに、対話集会や区民意見の提出手続、各種調査広聴を通じて広く区政への区民の意向を把握し、それらを着実に区政に反映させることにより、区民の区政に対する信頼度を高め、結果として区民と行政との協働による区政運営に寄与している。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	区民とのパートナーシップに基づく区政運営を推進していくためには、積極的な情報提供を図った上で、区民ニーズや意向を素早く的確に把握し、それを区政に反映させていくことが重要である。さらに、区民の声がどのように区政に反映されたかを常に区民にフィードバックすることにより、区民の協働への意識が高まるものとする。 そこで、区民意見の提出手続制度をはじめ、様々な手法により区に寄せられた意見・要望やそれに対する区の考えや対応状況、各種調査から得られた区民の意向と施策への反映状況などを、これまで以上に区民に知らせていくことが必要である。 また、対話集会を土日や夜間などに開催するなど、より多くの区民が気軽に参加し意見表明ができる場と環境の整備が必要である。

【外部評価】

施策内容への評価	区政への区民の参加機会を拡大することは協働の基盤整備として重要であるが、意見・要望の増加あるいはインターネット経由の意見表明が増大しているのに事業への参加が減少している点の原因究明と対策が必要である。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	効率性の指標が望まれる。対話集会、区民意向調査及び意見・要望の機能別位置づけと区政への反映に関する指標が期待される。

政策21 地域と行政の情報化

政策目標	創造的で開かれた自治体経営をめざして、ITを活用し、高品位なサービスの提供、区民との情報の共有や協働、業務の生産性の向上を図るため、電子区役所の構築などを推進する。
当面の成果目標	<p>情報化基本方針に基づく、アクションプランの着実な実施</p> <p>(1) 利便性と窓口の多様性(行政ポータルサイト)の拡充 ホームページ、図書予約、施設予約等インターネットを介したノンストップサービスの開設。</p> <p>(2) 行政情報の電子化と運営の効率化 文書管理や財務会計等情報システムの構築に着手し、合理的効果的な業務改革を進める。</p> <p>(3) セキュリティ対策の実施 ITを活用した業務運営が急速に拡大していく中で、新たなセキュリティ対策の実施を進める。</p> <p>(4) 外部委託の推進 システムの開発や運用を効率化させるとともに民間の高度な知識を活用するため外部委託を推進する。</p>

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>区ホームページは機能付加を順次進めることによって充実を図っている。また、図書の予約システムも蔵書検索・予約機能の他に、レファレンス業務やメールニュースの配信等の機能を拡張している。公共予約システムは15年9月から稼働を開始した。</p> <p>行政内部の情報共有化については、パソコン一人一台体制の整備が15年度で完了し、グループウェアの機能の拡充を図るとともに、文書管理システムについても15年11月から全庁稼働し、業務の効率化・省力化を図った。</p> <p>セキュリティ対策については、情報セキュリティ基本方針を15年8月に策定し、住民基本台帳事務を適用範囲としてISMSの認証を16年3月に取得した。</p> <p>外部委託については、基幹業務の住民基本台帳、税、国民健康保険、介護保険等の業務の運用開発を15年4月から専門業者に委託を開始した。</p>
今後の政策目標の方向と課題	<p>「21世紀ビジョン」実現に向けた「スマートすぎなみ」や「情報化基本方針」に基づき計画的に電子区役所の構築を進めていく。</p> <p>また、電子区役所の構築や運用にかかる経費と情報システムを導入する業務効果を適切に評価していく。</p> <p>情報化を進めていくうえで、今まで以上にコスト、サービス、セキュリティのバランスが重要となる。情報リテラシーを高めるための研修を通してITを活用した業務の見直しに取り組むことのできる職員の育成が急務である。</p>
2次評価 (部長評価)	<p>杉並区情報化基本方針に基づき、グループウェアの敷設、一人一台パソコンの設置、文書管理システム・公共施設予約システムの稼働など電子区役所の構築に向けた歩みを進めてきた。</p> <p>ISMS認証取得による情報セキュリティ体制の確立とも相まって、24時間・365日サービスを支えるIT基盤整備の第一段階を終了したといえる。</p> <p>今後は、財務会計システム・電子申請システム等の構築・運用を進めるとともに、区が保有するシステム全体の再評価を行い、より高品質なサービスの提供とIT経費の抑制を両立するシステムの全最適化を図っていく。</p>

【外部評価】

政策内容への評価	IT化のメリットが生かされているかの検証が必要である。人件費の継続的な増加に関する説明が必要ではないか。
評価表の記入方法などについての評価	区政内部の業務と区民に対するサービスに区分することが必要ではないか。

施策79 地域と行政の情報化

(上位政策:政策21 地域と行政の情報化)

施策目標	創造的で開かれた自治体経営を目指し、行政サービスの向上と区民との区政情報の共有のため、ITを活用して行政の情報化を推進する。
当面の成果目標	行政内部の情報共有化を進め業務の効率化・省力化を図るため、ネットワークの基盤整備を行うとともに、パソコンを設置し、情報収集・発信の拡大、施策決定等情報の活用を図る。 システムの開発や運用を効率化させるとともに民間の高度な知識を活用するため外部委託を推進する。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	行政内部の情報化については、パソコン一人一台体制の整備が15年度で完了し、グループウェアの機能の拡充を図るとともに、文書管理システムについても15年11月から全庁稼動した。 外部委託については、基幹業務の住民基本台帳、税、国民健康保険、介護保険等の業務の運用開発を15年4月から専門業者に委託を開始した。
政策への貢献度	情報化基本方針に基づき一人一台パソコン体制を整備するとともに、文書管理システムの構築やグループウェアの機能の拡充により、情報の共有化や意思決定を含めた事務処理の迅速化・簡素化を図り、ITを活用しての行政の情報化を推進した。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
今後の施策のあり方	情報化アクションプランに基づく各種のシステム改正に合わせたネットワーク及びネットワーク機器の整備を行い情報の高度活用を推進するとともに、ITを活用したサービス向上に寄与するためCS(顧客満足)、EUC(ITの操作環境)、TCO(総コスト)の観点からITシステムの標準化、重複投資の回避や業務のBPR(業務の見直し)といった経営の効率化を進めることにより、電子計算組織運用の全体最適化を図る。

【外部評価】

施策内容への評価	情報化の進展による効果に関する評価がない。
今後の施策の方向	拡充 サービス増 改善余地なし 効率化 縮小 統廃合
評価表の記入方法などについての評価	区職員及び区民のニーズに適合しているのか、生産性の改善はどうか、システムの稼動状況・不具合などに関する情報も必要である。

2 公社等経営評価に対する外部評価結果

団体名	財団法人杉並区勤労者福祉協会
経営状況に対する評価	経営状況自体は人件費を除き改善されていると思われる。ただし、評価書にも記載があるように常務理事の事務局長兼任が解除されたことに正当な理由があるかの吟味が必要であろう。平成14年度はその体制で業務執行が可能であったのであるから。
評価表の記入方法などについての評価	経営に関するものではないが、本事業の対象となる事業者及び家族が何人で加入率がどの程度かの情報は、補助金が投入されていることから非加入者との受益の公平性の観点からの評価に必要である。また、受益者負担割合の適正化・同種民間事業とのコスト比較も必要である。事業を絞って人件費を削減し特化するのも一案であり、満足度調査の結果のデータも記載することが望まれる。

団体名	(財)杉並区スポーツ振興財団
経営状況に対する評価	財団の収入の約7割を区からの補助金と受託事業収入によっているので、区の事業の肩代わりをしているという面が強い。さらに収入の約5割をしめる受託事業部分に、指定管理者制度が入ってきて、つねに替わりの事業主に移行しようという状況になる。ということは、長期的に見て財団によって行う必然性がないということの意味する。補助金もあって現在の受託事業に優位性をもつところが、指定管理者入札で負けることがあれば、財団存続の説明ができなくなると思われる。当面、財団の事業の大半をなす、施設管理業務で民間やNPOとの競争に勝てるような努力をするしかない。イベント事業、普及啓発事業などへの補助金で、優位性を与えられていることを忘れてはならない。なお、財団の施策ではないが、施設利用料金の軽減はやめるべき。
評価表の記入方法などについての評価	総収入の内訳が、1. 受託事業収入、2. 補助金収入、3. 料金収入という区分をわかりやすくする。財団の自己評価には、「マイスポーツすぎなみプラン」で全てを語ってしまっているようなところがある。自己評価ではこの計画が、区の評価指標にどのように繋がっているかを示す必要がある。ABC分析による施設ごと活動ごとのコストが示され民間比較が成されるともっとわかり易い。そのような比較を踏まえて財団の必要性を説明すればよい。

団体名	杉並区社会福祉協議会
経営状況に対する評価	経常収支は144百万円と多額であるが、さんあい公社資産の受入分53百万円を含んだ136百万円の寄付金収入を除くと8百万円となる。補助金収入依存度はさんあい公社移管により20.6%に増加したが、公社等全体の平均42.2%に比して低い。しかし、区からの補助金は272百万円と多額であり、より一層の経費削減が望まれる。とくに、支出に占める管理費の割合は40.7%と公社等の中で一番高いので、原因分析のうえ低減に向けて取り組んで欲しい。
評価表の記入方法などについての評価	さんあい公社の事業を統合したことにより定量評価が難しくなっている。統合後の15年度と比較するために、13年度14年度の数値にさんあい公社の分を加えた数値をカッコ書きすると、推移表として比較分析が可能だったと思う。総職員数が、14年度165名から15年度234名に大幅増となっている。さんあい公社の職員移管があったことと人員削減をした旨の表記は数カ所にあるが、職員移管の人数と人員削減の人数の記載はない。公社等のうち職員数が最大で、経常支出人件費比率も高いことから職員数についての詳細な説明が欲しかった。

団体名	杉並区文化・交流協会
経営状況に対する評価	協会による自己評価では、経営分析が過去3年コンスタントに総合で80点を上回るなど、高い水準を維持している。一方、効率性は三年連続してB評価に留まり、改善が見られない。同時に補助金収入依存度も65.5%と高い。事業収入による増益を図り、自立性を高める必要性は協会にも認識されているが、あまり成果が上がっているとは言えない。関連して、個人会員数が1300人前後で横ばいなのが気になる。一般的に文化交流団体の収入は、事業費と共に会費が柱となっている(同時に、パブリック・サポートテストにも繋がる)場合が多いが、52万人余りの人口で1300人の会員では、文化交流事業が区民に浸透・支持されていると言い難いのが現実ではないか。但し、団体の要望にあるとおり、協会の事務所が2箇所に分散されているのは非効率であり、早急に統一すべきである。また、協会の事業実施にあたり会場の確保に奔走する現状は、安定した協会運営に支障を来たすことは間違いなく、協会が優先的に公共施設を使用できるようにする工夫が求められる。
評価表の記入方法などについての評価	経営分析定性指標の点数が、20点刻みなのは何故か。また、評価で100点満点が多いが(他の団体も含め)、そもそも100点満点の評価等あるのか疑問を抱かざるを得ない。

団体名	杉並区シルバー人材センター
経営状況に対する評価	事業の経営分析からみて総収入が毎年増加し、受託件数も大幅に増加していて、事業としてバランスよく機能しているのではないかと感じる。定性評価の各項目のポイントも高いことは評価できる。経常収支は22,808千円(H15年度)であることをふまえて、今後は補助金収入依存度(H15年18%)をさらに引き下げることも出来るように感じる。シルバー人材センターの事業は就業機会の提供等さまざまな高齢者に対するものであるのは十分理解できるが、顧客が高齢者…という意識でなく、高齢者は行政(区)と共に事業を創出するパートナーとして位置づけていくことにより意識も高まり、能動的なシルバー人材事業となるのではないかと感じる。顧客としての受注者へもより高い価値提供が出来るのではないかと感じる。
評価表の記入方法などについての評価	事業の内容を多角的に分析し評価していると思う。

3 行政評価に対する総括意見(委員別)

総括意見 - 1

政策・施策・経営評価についての総括意見	上位の政策・施策の実現に真に貢献しているかの評価が必要である。必要な新規事業であってもよいが貢献が不明なものは見直す姿勢が重要である。
行政評価手法に関する意見	前年度との比較可能性を確保すること、前年度の評価結果の予算への反映状況がわかる資料とすることが必要である。たとえば、平成14年度に成果を向上させることができるとした事業の成果は15年度に向上しているか、コスト削減をできるとした事業の実績はどうなっているかである。同時に経営システムとしてはこうした適切な反映を表彰することが必要である。部単位で集計して公表することがマネジメントサイクルの完結になるし、人事や予算への反映を実効あるものにさせる。なお、小さな実績値の変化で+ - の評価をするのは危険である。統計的誤差を考慮すべきである。

総括意見 - 2

政策・施策・経営評価についての総括意見	評価制度が発足して3年。評価システムとしてかなりよく整理されてきた。報告書もかなりわかりやすくなってきた。その到達点たって今後を展望したときの課題は以下の4つである。事務事業－施策－政策の因果関係がまだ読みにくいので、今後は因果関係を意識した記述方式にしていくこと、評価システムが予算制度、人事評価制度などと結びつき再びこの評価システムに還元されてくることを意識した評価システムへの改変が必要である、評価結果が住民にわかりやすいか、議員にわかりやすいかといえ、まだまだである。わかりやすさという点での技術、制度の面の改善が必要である。区長のマニフェストがあるので、これと区の行政評価との関連がわかるような努力が、区長としてもまた行政側としても必要である。
行政評価手法に関する意見	上記の中に含まれるが具体的に必要な検討は以下の3つである。施策・事業のいくつかを選んでプログラム評価が必要である。現在の外部監査がそれであるが、年間の10くらいの施策・事業のプログラム評価が必要と思う。そのような分析を通じて、因果関係を次第に明らかにしてロジックモデルをもつことが望ましい、ABC分析が部分的に始まっているようであるが、分析結果を行政評価表のなかに反映できるような改善が期待される。

総括意見 - 3

政策・施策・経営評価についての総括意見	各分野における政策の棲み分けが不明瞭だとの印象を受けた。また、事業については各事業内容に関する情報不足のため、成果指標からだけでは評価することが困難なことが多かった。そして、区民が各政策分野でどのようなニーズを感じているのか、行政のサービスをどう評価しているのかといった記述が皆無(事務事業・事業環境の変化の欄にある住民の意見のみ)で、区民の声が政策にどのように反映されているのか不透明だった。また、NPOや企業、その他関連団体との協働事業であれば、今後は彼らの評価も加味すべきではないだろうか。
行政評価手法に関する意見	政策評価表及び施策評価表IIは評価内容を相対化できるような工夫が求められる。また、事務事業は記述内容にばらつきがあるのが気になった。

総括意見 - 4

<p>政策・施策・経営 評価についての 総括意見</p>	<p>今年度で全政策、施策、事務事業の行政評価を行なうようになって2年目となり、昨年度の報告書と比べ随所に新しい試みが行われ、読者にわかりやすい資料となっている。とくに、区政チェック指標30は区民の関心の高い項目について、1項目1ページとし、23区比較を取り入れ、すっきりとしたレイアウトで見やすくできている。今年度の事務事業評価では、協働委託等に関する設問を新設している。公共サービスの提供主体は行政に限られるわけではなく、区民の力を生かす協働、民営化を進めていくうえで、設問の新設には意味があると思う。行政評価の報告書により、行政活動の内容を区民に説明する手段は出来ているので、区民への説明責任を果たすために、あらゆる機会を通じてこの報告書が区民の目にとまるよう、また区民が関心を持って区政に参加するよう努力して欲しい。</p>
<p>行政評価手法に 関する意見</p>	<p>一つの施策しかない政策が5つある。この場合、政策評価表と施策評価表は、その概要、目標、環境、コスト、評価ともに同じ内容になるので、記入様式について工夫が必要となる。また、政策を実行するために施策があるという階層構造から考えると、一つの施策しかない政策は階層化しない方がよいのではないかと思う。17年2月に発行された行政報告書は、平成16年3月に終了する事業年度の方であり、その公表までに11ヶ月が経過している。行政による区民への説明責任には、情報をタイムリに報告するという事も含まれているので、この点改善が必要と思う。</p>

総括意見 - 5

<p>政策・施策・経営 評価についての 総括意見</p>	<p>昨年度のまとめを見ると、図やグラフでの解説が多く盛り込まれていて大変わかりやすいものになっている。内容では、前年度の取り組み状況、当年度の取り組みとその成果が明記されているので進捗など大変理解しやすい。</p>
<p>行政評価手法に 関する意見</p>	<p>今年度の評価資料でCDのデータが見やすくなっていた。一覧から各評価表にリンクされているので見たい評価表が簡単に見れるようになり、大変便利でした。</p>

【資料1】外部評価委員会 委員名簿

は会長

氏 名	所 属
ね だて のぶ こ 根 建 伸 子	パイオニアHRD株式会社キャリア開発部部长
まち だ こう ぞう 町 田 幸 蔵	日本公認会計士協会東京会常任幹事 日本公認会計士協会東京会杉並地区会副会長
め が た もと こ 目 加 田 説 子	中央大学総合政策学部教授
やま もと きよし 山 本 清	国立大学財務・経営センター研究部教授 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員
よし かわ とみ お 吉 川 富 夫	県立広島大学経営情報学部教授 (財)地方自治総合研究所特別研究員 (前財団法人東京市政調査会研究部次長)

【資料2】平成16年度外部評価委員会の活動

回	日 程	議 事
第1回	平成16年4月22日	(1)個別外部監査のテーマ候補の推薦について (2)行財政改革大綱(スマートすぎなみ計画)について (3)外部評価意見に対する所管課対処方針等について
第2回	平成16年10月29日	(1)平成15年度入札及び契約に関する外部評価について (2)平成16年度個別外部監査の結果に関する報告について
第3回	平成17年2月4日	(1)平成16年度外部評価について (2)行財政改革大綱(スマートすぎなみ計画)について
第4回	平成17年3月23日	(1)平成16年度外部評価について (2)個別外部監査のテーマ候補の推薦について

【資料3】

杉並区外部評価委員会設置要綱

平成 14 年 9 月 6 日
杉政企発第 77 号

(設置)

第1条 区における行政評価制度を第三者の立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、政策実現手段としての入札及び契約手続の公正性、透明性を確保するため、杉並区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区による行政評価の結果について、意見をまとめ公表すること。
- (2) 行政評価制度の改善等に関すること。
- (3) 個別外部監査のテーマの選定に関すること。
- (4) 入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること。
- (5) 入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員5名をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者及び区在住の専門家等のうちから区長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、会長に委員会の開催を求めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策経営部企画課・経理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月11日から施行する。

平成 1 6 年度
杉並区外部評価委員会報告書

登録印刷物番号

17-0035

平成 1 7 年 5 月発行



杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

FAX 03-3312-9912

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

本文は古紙 100% (白色度 70% 台)、表紙は古紙配合率 50% の再生紙を使用しています